



始



法財人團 日本貿易振興協會

獨逸對外貿易とナチス政府の貿易政策

今次大戰迄の

678.23
N77

昭和十六年八月

91
11
貢報第四輯

發行所寄贈本

ナチス獨逸の主張する所謂廣域經濟は、將來の貿易關係に幾多の問題を提供するものであるが、現在に於いてはなほその見透しを付けることは困難である。本輯に採録する調査は、今次大戰直前までの獨逸の貿易事情乃至貿易政策に關するものであつて、將來の廣域經濟に於ける貿易問題研究に對する一參考資料をなすものと考へるのである。

昭和十六年八月



914
116

目 次

緒 言

一、ナチス政権以前に於ける獨逸對外貿易の概要	四
二、ナチス政権下に於ける貿易の概況	七
(1) 一般状勢の大變革	一
(2) ナチス政権下に於ける貿易變遷の概要	七
(3) 貿易に於ける商品別機構の變化	八
(4) 貿易に於ける地域別機構の變化	一三
(5) 東南歐原料諸國との貿易の發展	一四
(6) 世界に於ける獨逸對外貿易の順位	一五
(7) 國内生産額と輸出額との關係	一六
(8) 獨逸の輸出中生産資材の占むる地位	一七

三、ナチス政府の貿易政策

(1) 爲替管理

(2) 貿易新計劃

(3) 商品管理所

(4) 輸出入調査所

(5) 追加輸出制度

(イ) 封銷麻克利用

(ロ) 外貨證券の利用

(ハ) スクリップ及外債利子證券の利用

(6) 輸出均衡金庫

(7) 求償取引

(8) 三角取引又は原料信用取引

(9) 國内支拂用外人特別勘定又は個人清算

清算協定及支拂協定

輸出信用保険

獨逸政府の輸出信用回収不能に對する保障

(10) 輸出加工業者への拂戻金制度

獨逸對外貿易局の役割

見本市と對外貿易との關係

獨逸技術者協會の役割

對外貿易員養成の問題

卸賣並貿易業經濟團の役割

結論

論

参考資料

ライヒス・クレーディツト・ゲゼルシャフト

獨逸經濟半ヶ年報一九三三—一九三九年（原語）

獨逸統計局發行

獨逸國貿易統計月報

漢堡世界經濟研究所機關紙

ウイルトシャフト・ディーンスト

一九三五—一九四〇年

獨逸對外貿易局發行

貿易日報

日刊新聞フランクフルテル・ツァイトウング

ハンス・ブリーステル著

ナチス經濟の驚異（原語）

國粹社會主義獨逸經濟年鑑（原語）一九三五年版

其他

今次大戰前の獨逸對外貿易とナチス政府の貿易政策

緒言

ナチス政權下獨逸の對外貿易及び其の貿易政策は全世界注目的となり殊に吾國の之に對する
關心は近年益々其の度を高めつゝあるが、ナチス政府の貿易政策は單に之を現在の形に於てのみ
觀察するも必ずしも腑に落ちざる點無きに非ず、一應過去に於ける獨逸對外貿易の實情特に其の
性格等に留意すると共に獨逸内外の政治狀勢並に經濟的發展の經緯と睨み合せて其の貿易政策の
依つて來る所以を追究するの必要あるやに考へられる次第である。

第一次世界大戰前即ち一九一三年迄の獨逸對外貿易は當時の自由貿易主義的風潮と獨逸工業の
急激なる發展の波に乘じて著しき發展振りを示した。然し當時の獨逸は巨額の對外投資（一九一
三年には二百七十億麻克）を所有してゐた爲め輸出入均衡の問題には頓着せず鐵、石炭、加里等
を例外とし一般工業原料並に食料を多額に輸入し其の貿易に於ける著しさ入超（一九一三年には

六億七千萬麻克)は對外投資の利子收入(一九一三年には約十三億麻克)船舶運賃收入(一九一三年約六億麻克)並に相當數に上つた南・北米洲其他各方面への移民よりの送金等により相殺せるのみならず更に相當の剩餘額をも生じてゐた。

然るに第一次大戰に於て一敗地に塗れ植民地の全部、本國の一部を喪失し鐵鑛、亞鉛鑛、岩鹽等を初めとし各種の原料資源を剝奪せられ、對外投資額の大部分を失ひ巨額の賠償金を課せられ更に永年に亘つて築き上げたる通商の基礎をも奪はれたる獨逸は、一躍債務國に變化し其の貿易は云ふに及ばず、全般的に潰滅に瀕したる國家經濟の全體は全く新なる基礎に於て建て直されざる可からざる破目に逢着したのである。

此の事實は其後に於ける獨逸經濟の發展並にナチス政權下獨逸の經濟諸政策を觀察する上にも重要な點にしてナチス政府の經濟統制が比較的圓滑に且つ秩序正しく行はれ得たる點に關し世界一般殊に吾國に於ては之がナチスのみの事業にしてナチスによりてのみ混沌から秩序が發生し無より有を生ぜるが如く誤解せらるゝ向きなしとしないが獨逸經濟は既に第一次大戰と其の後に於ける徹底的インフレーションに依り清算され其の經濟機構は自然に整理され政府としても比較

的從來の行き懸りに拘束せらるゝこと無く其の對策を實行し得る素地は既にナチス以前に於て充分醸成せられてゐた事實を忘れてはならない。事實獨逸はナチス以前に於ても企業勞働の兩方面に於て極めて強力にして進歩せる組織を有し生産並に消費の分野も諸外國に比し尠からず優越せる秩序の域に達してゐたのであり、ヒットラーが政權獲得以來實行せる諸政策も經濟方面に關する限り夫以前の諸政府により立案せられ偶々政治的理由により實現に至らざりしものが相當多數に上つてゐたのである。即ち今日獨逸に看るが如き大規模にして且つ精密なる經濟統制機構は決して一日に成りたるものに非ず、之が實現には少くとも十年の準備期間を要せるものと(麻克の安定よりナチス政權樹立迄)觀るが妥當であり此の事は或程度迄獨逸の對外貿易(業者の整理、輸出工業の分業化の如き)に關しても云ひ得るところと考へられるのである。

余言ながら秩序を愛し立案の精密を得意とする獨逸國民性、重工業生産を中心とする獨逸工業の既成實力、科學並に技術の高き水準等も又ナチスの統制經濟を可能ならしめたる一原因として認むることも誤りではなかろう。

一、ナチス政権以前に於ける獨逸對外貿易の概要

第一次大戰後に於ける獨逸は國內の平和産業を根本的に建て直し疲弊せる國民生活の標準を向上せしむる爲め多量の原料を外國より輸入すると同時に北米合衆國を始め諸外國より資本を導入して國內生産施設を整備し企業の整理合理化を計り工業技術の進歩に全力を傾倒する方向に進み此の状態は大體に於て一九二三年より一九二九年迄繼續した。其の結果産業は急速に復興し貿易の基礎も年を逐つて強固となり一九二六年には既に輸出入共に百億麻克を突破するに至り輸入は更に一九二七年に至り百四十二億二千八百萬麻克、輸出は一九二九年百三十四億八千三百萬麻克に膨脹するの殷盛振りを示し各々大戰後に於ける最高記録に到達した。而し輸出は餘りにも大なる輸入をカバーするには尙不充分にして一九二八年迄の獨逸對外貿易は年々二億乃至八億の入超を續け國際收支は外資の導入により其のバランスが維持されてゐた。獨逸の對外貿易が初めて出超に轉じたのは一九二九年であつたが同年は恰も彼の世界的恐慌が其の端緒に就いた年であり其の獨逸への影響は先づ外資獲得の行き詰りと外國資金及び自國資金の逃避となつて現れ更に對外

貿易の急速なる萎縮を招來し、輸入は一九三三年輸出は一九三四年に於て全盛時代の三分の一以下に減退し國內經濟一般も深刻なる不況に轉落して遂には倒産を續出し殆んど七百萬人に近き失業者を發生せしめ茲に獨逸經濟は大戰以來第二回目の自然的大整理が行はれ此の状勢に呼應して政權を獲得し其の經濟政策を矢繼早に實行したのが即ち國粹社會主義黨であつた。

獨逸經濟を極度に混亂せしめた世界的恐慌は一面獨逸貿易に於ける從來の入超を出超に轉ぜしめるの利益を齎したが之は恐慌の被害が先づ原料生産國に於て最も甚だしく主として原料より成る獨逸側輸入品の價格が常に同國の輸出品たる完製品の價格に先んじて下落せる爲めであり、輸出入全體の減退にも拘らず此の價格差に依り輸出は少からず有利な立場となり一九三〇年以後一九三三年迄の獨逸對外貿易は巨額の出超を示した。

今一九三三年即ち國粹社會黨が政權を獲得せる年迄に於ける獨逸輸出入金額並に商品取引のみによる對外收支を示せば左の如くである。

ナチス政権以前に於ける獨逸對外貿易の變遷（單位百萬麻克）

獨逸統計局の數字に依る

年 次	輸 入	輸 出	入超又は出超
一九一三年	一〇、七七〇	一〇、〇九七	六七三
一九二五年	一一、三六二	九、二九〇	三、〇七二
一九二六年	一〇、〇〇一	一〇、四一五	四一四
一九二七年	一四、二二八	一〇、八〇一	三、四二七
一九二八年	一四、〇〇一	一二、二七六	一、七二五
一九二九年	一三、四四七	一三、四八三	三六
一九三〇年	一〇、三九三	一二、〇三六	一、六四三
一九三一年	六、七二七	九、五九九	二、八七二
一九三二年	四、六六七	五、七四〇	一、〇七三
一九三三年	四、二〇四	四、八七一	六六七

金額を以て示されたるに過ぎざる右表の數字は其の間の價格の變化を考慮する場合必ずしも貿易の實相を完全には現してゐないが兎に角獨逸對外貿易の全盛時代は一九二四年より一九二九年乃至一九三〇年迄であり其の後の貿易は巨額の出超にも拘らず既述の世界的不況及び之に伴ふ各國の關稅障壁其他の輸入制限措置により萎縮し此の状態はナチス時代に入るも繼續し、ナチス政府による各種の貿易対策も一九三五、一九三六、一九三七年に於て貿易の一時的改善を招來せる

以外には效無く國際政局、獨逸國內の政治經濟的諸理由により獨逸の貿易は今次大戰の勃發に至る迄遂に再び軌道に乗るの機を得ることは出來なかつた。

一、ナチス政權下に於ける貿易の概況

(1) 一般狀勢の大變革

第一次大戰後世界に果して文字通りの自由貿易が再現せるや否やは相當に疑問とされなくてはならないが獨逸の場合に就いて見るに兎に角一九二九年頃迄は爲政者並に貿易の當事者も多少の留保條件の下に大體に於て自由貿易思想に支配されてゐた。従つて獨逸貿易の圓滑なる發展は凡そ三個の根本條件が必要とせられ其の一は商品取引を狹隘ならしむるが如き法規的拘束を最小限度に止むることであり、此の根本方針は最惠國約款主義により代表され其の二は各國に於ける通貨の安定其の三は獨逸に對する債權國との有機的な協力であつた。

然るに第三の點は獨逸から資本が逃避するに及んで不可能となり第二の點も諸外國の通貨の動搖により漸次混亂状態に入り第一の點たる最惠國主義も一九三二年頃には殆んど名のみの状態と

なり之に加ふるにナチス政権の確立と關聯する諸外國との政治、外交的對立の激化も手傳つて獨逸の對外貿易を行ひ詰らしむるに至つた。

然し乍らナチス政府は既に野黨時代より國民に對して獨逸經濟の再興のみならず從來其の比を見ざる國家經濟の積極的發展を約束せる關係上自己の政権を維持せんが爲めにも是非共生産を振興し公共事業を遂行し失業の克服に向つて突進せざるを得ず之に必要な資材は之を國產の増進により補給し得ざる限り之を外國よりの輸入に仰かざるを得ざるに至り茲にナチスの高等政策と貿易經濟との間に大なる矛盾が生じたるのである。即ち本文の後章に於て逐次説明すべきナチス政府の貿易政策は斯る矛盾の產物であり貿易振興政策と云はんよりは寧ろ貿易及び爲替の分野に於て國內經濟を世界經濟より隔離し、之を放任することにより國內の經濟及び政治に及ぼさるべき怖るべき結果を未然に防止すると同時に貿易の全面的衰退を最小限度に喰止めんとする苦肉の策であり獨逸經濟統制機構の完成者たるシャハトをして「洵に忌むべきであるが已むを得ざる政策である」と聲明せしめた所以も茲にあるのである。

(2) ナチス政権下に於ける貿易變遷の概要

本來獨逸貿易の特徴は歐羅巴諸國との取引に於ける巨額の出超と對海外貿易に於ける巨額の入超であつた。(後章參照)歐羅巴以外の諸國に對しても獨逸は主として完製品を輸出してゐたが之等原料國が高度に發達し精微な分業を行つてゐた獨逸工業の高級品を消化し得る能力には自ら限度あり獨逸の完製品は寧ろ西歐諸國、日本等の如き工業發達程度の高い諸國に向つて多量に輸出せられ全體として對歐貿易による出超により海外よりの入超が相殺される建前に在つた。從つて工業諸國が漸次獨逸品の輸入を縮少せしむるに伴ひ獨逸としては其の貿易のバランスを維持せんが爲には對海外取引の入超を制限せざる必要に迫られたが國內に於ける原料飢餓の爲め輸入制限は容易でなく一九三四年に至り例の「貿易新計畫」(後章參照)を遂行し輸入の全商品に對して商品管理所を設置して獨逸品の輸出により支拂はれる以上には絶対に輸入を許可せざるに至つたのも夫が爲めであり其の結果獨逸貿易の商品別並に相手國別機構は急激に變化して行つた(後章參照)此の意味に於て一九三四年はナチス治政下に於ける獨逸貿易の大轉換期を意味してゐたが今年に於ける獨逸貿易を特徴づけた事實を列舉すれば(一)一九二八年以來貿易が初めて入超を示したこと、(二)新計畫と關聯して殆んど全部の輸入商品に對して商品管理所が設置され一

部商品の輸入禁止が行はれしたこと、(三)爲替割當が極度に制限され更に爲替の日割制度が行はれたこと、(四)獨逸側が對外債務の支拂を停止せる爲め英國を初め債權諸國が獨逸の商品關係貸越を抑留して強制清算を行ふに至つたこと、(五)其の結果獨逸は應急措置として各國とトランプア協定、清算協定を締結したこと、(六)爲替許可の不充分、商品管理制度による混亂の爲め獨逸の商品關係未拂負債が増加したこと等を擧げることが出来る。

貿易に於ける斯うした一般的困難は今次の戰爭勃發に至る迄解消しなかつたが、然し年を経るに従つて獨逸は統制に馴れ其の機構も漸次整備せられ又諸外國との清算協定も漸次改善せられ加之に輸出補助金制度其他の対策も行はれた爲め其貿易は一九三四年を峠として一九三五年には再び少額の出超を見一九三六年、三七年には更に好轉して各々五億五千萬麻克及四億四千萬麻克の出超を示した。一九三六年は獨逸國內に於て有名なる四箇年計畫に着手せられたる年にして四箇年計畫の目的は周知の如く國內の原料基礎を最大限度に利用し國家經濟を全面的に統制して生産を擴充し以て世界政局の悪化に備へて全國力を國防の充實に集中するにあつた。然し如何に國內資源の開發を急いでも本來貧困なる獨逸國內の埋藏資源には限りがある爲め四箇年計畫の實績には相當見る可きものがあつたにも拘らず獨逸經濟の輸入原料並に食料品に對する需要は決して減少せざるのみか益々増加の一途を辿つて行つた。輸入原料の必要程度は一九三八年ズーデーテン地方を併合し、致須國を其の保護國とし更に奥地を合併するに至り益々増加したが其の理由は從來の致須國並に奥地の經濟機構が比較的獨逸に類似し政治状勢の變革に伴ひ此等諸地方の對外貿易が行詰ると同時に同地方の經濟的復興にも更に原料の供給を必要としたが爲めであつた。

從つて一九三八年度の輸入は更に増加せるに對し同年の輸出は一九三七年未以來の世界經濟の景氣的反動並に北米合衆國及西歐諸國の世界市場に於ける對獨挑戰的進出により却つて減退し獨逸貿易は同年に於て再び二億麻克程度の入超を現出した。一九三九年に於ける對外貿易の實績は同年九月開戦と共に獨逸當局が經濟統計の發表を停止せる爲め數字的には不明なるも最初の三箇月間に於ける輸出は前年同期に比し更に五・八%減退して入超額は一億一千三百萬麻克(但し奥地地方との取引を除く)に達して前年同期に比し相當の増加を示し第二四半期に入り輸出急増した爲め上半期の貿易は一億四千八百萬麻克の出超を示した。

一九三三年以降一九三九年迄の獨逸輸出入貿易の金額的變化を示せば左の如くである。

一九三三年以降獨逸對外貿易の變遷（單位百萬麻克、一九三八年以後の數字は壞太利との取引を除く）（獨逸國統計年鑑による）

年 次	輸入	輸出	入超又ハ出超
一九三三年	四、二〇四	四、八七一	六六七
一九三四四年	四、四五一	四、一六七	二八四
一九三五年	四、一五九	四、二七〇	一一一
一九三六年	四、二一八	四、七六八	五五〇
一九三七年	五、四六八	五、九一一	四四三
一九三八年	五、四四九	五、二五七	一九二
一九三九年（一月—六月）	二、五七五	二、七二三	一四八

(3) 貿易に於ける商品別機構の變化

輸出による收入を極めて有效地に利用すべく輸入は之を絕對に必要なる原料及食料品に制限せんとする新傾向並に最惠國主義に代るべき相互主義の結果先づ貿易の商品別機構が著しく變化し輸入に於ける原料品の占むる割合は一九三三年以來增加すると共に完製品の割合は漸次減退し輸出に於ては反対に完製品の占むる割合が益々増大して行つた。此の間の變化を示せば次の如くである（獨逸對外貿易月報に依る）

獨逸の輸入に於ける品種別百分比（但し金額に依る）

年 次	畜 類	飲 食 物	原 料 及 半 製 品	完 製 品	輸 入 全 額
一九一三年	二・一	二七・五	五六・六	一三・八	一〇〇・〇〇
一九二五年	三二・五	五〇・三	一六・二	一〇〇・〇〇	
一九二六年	三五・七	四九・五	一三・六	一〇〇・〇〇	
一九二七年	三〇・四	五一・六	一七・八	一〇〇・〇〇	
一九二八年	二九・三	二八・四	一七・五	一〇〇・〇〇	
一九二九年	二八・六	五一・七	一六・九	一〇〇・〇〇	
一九三〇年	三二・〇	五一・七	一七・三	一〇〇・〇〇	
一九三一年	二五・八	五三・六	一八・二	一〇〇・〇〇	
一九三二年	二四・〇	五三・六	一六・九	一〇〇・〇〇	
一九三三年	二三・九	五七・六	一五・九	一〇〇・〇〇	
一九三四年	二三・六	五八・四	一六・八	一〇〇・〇〇	
一九三五年	六一・六	一六・四	一三・六	一〇〇・〇〇	
一九三六年	一三・五	一二・五	一五・九	一〇〇・〇〇	
一九三七年	一一・一	一三・六	一六・八	一〇〇・〇〇	
一九三八年	一一・一	一三・六	一六・八	一〇〇・〇〇	
一九三九年	一一・一	一三・六	一六・八	一〇〇・〇〇	

一九三七年

二〇

三五・四

五四・四

一四

一九三八年

二一

三六・七

五四・四

七・三

註——一九三七年及び三八年の數字に於て各種別百分率の通計は一〇〇に達せざるところ右は輸入全額中に積戻品が含まれたる爲である。

獨逸の輸出に於ける品種別百分比

	畜類	飲食物	原料並半製品	完製品	輸出全額
一九一九年	○・一	九・二	二〇・七	七〇・〇	一〇〇・〇〇
一九二〇年	○・二	五・六	二一・五	七二・七	一〇〇・〇〇
一九二一年	○・三	四・八	二六・三	六八・七	一〇〇・〇〇
一九二二年	○・二	四・一	二四・一	七一・五	一〇〇・〇〇
一九二三年	○・一	五・一	二二・四	七二・四	一〇〇・〇〇
一九二四年	○・二	五・二	二一・七	七二・九	一〇〇・〇〇
一九二五年	○・三	四・〇	一八・九	七六・九	一〇〇・〇〇
一九二六年	○・五	三・七	二〇・三	七八・二	一〇〇・〇〇
一九二七年	○・六	三・五	一八・〇	七七・七	一〇〇・〇〇
一九二八年	○・二	三・五	一八・六	七八・一	一〇〇・〇〇
一九二九年	○・一	二・八	一九・〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三〇年	○・一	一・一	一九・〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三一年	○・一	一・一	一八・六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三二年	○・一	一・五	一八・五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三三年	○・一	一・五	一八・五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三四年	○・一	一・五	一八・五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三五年	○・一	一・八	一八・一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三六年	○・一	一・八	一五・七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三七年	○・一	一・八	一八・五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三八年	○・一	一・一	一七・三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

更に貿易金額の品種別機構の變化を示せば左の如くである。(獨逸國對外貿易月報による)

輸入に於ける品種別金額の變化 (単位百萬麻克)

年	畜類	飲食物	原料及半製品	完製品	輸入全額
一九一九年	一一二・〇	四、〇二三・〇	六、二一・七	二、〇〇五・四	一二、三六二・一
一九二〇年	一一九・七	三、五七一・〇	四、九四七・七	一、三六三・〇	一〇、〇〇一・四
一九二一年	一七〇・九	四、三二六・一	七、一九二・三	二、五三八・七	一四、二二八・〇
一九二二年	一四四・八	四、一八七・九	七、二一八・四	二、四五〇・一	一四、〇〇一・二
一九二三年	一四九・七	三、八二二・七	七、二〇五・一	二、二六九・三	一三、四四六・八
一九二四年	一四九・七	二、九六九・〇	五、五〇八・一	一、七九七・七	一〇、三九三・二
一九二五年	一四八・四	一、九六九・六	三、四七七・八	一、二二四・七	六、七二七・〇

註——一九三七年及三八年に於て品種別百分率の通計は一〇〇に達せざるも右は輸出全額中に若干の類別不可能品が含まれ居るが爲めである。

一九三二年	三四・三	一、四九三・二	二、四一・八	七二七・二	四、六六六・五
一九三三年	三〇・八	一、〇八二・三	二、四二〇・五	六七〇・〇	四、二〇三・六
一九三四年	三三・三	一、〇六六・九	二、六〇〇・四	七五〇・五	四、四五一・一
一九三五年	四五・二	九九五・九	二、五五二・八	五六四・八	四、一五八・七
一九三六年	九六・三	九九六・二	二、五九八・七	五二六・八	四、二一七・九
一九三七年	一〇七・五	一、九三七・六	二、九七六・五	三九六・六	五、四六八・四
一九三八年	一一三・〇	一、九九七・七	二、八九〇・八	三九六・七	五、四四九・三

註一一九三七年及三八年に於て各品別輸入額の通計が輸入全額に達せざるは輸入全額中に積戻品が含まれるゝ爲である。

註二一一九三八年の數字は舊埠太利地方との取引を除きたる数字である。

輸出に於ける品種別金額の變化（単位百萬麻克）					
年	次	畜類	飲食物	原料品及半製品	完製品
一九二五年	二一・七	五一九・八	一、九九五・九	六、七五三・〇	九、二九〇・四
一九二六年	二四・四	五〇三・八	二、七三二・〇	七、一五四・三	一〇、四一四・五
一九二七年	二九・一	四四〇・八	二、六〇七・六	七、七二三・五	一〇、八〇一・〇
一九二八年	一八・八	六二二・七	二、七四九・六	八、八八四・五	一二、二七五・六
一九二九年	二三・〇	七〇一・五	二、九二六・三	九、八三二・九	一三、四八二・七

一九三〇年	六八・七	四七九・八	二、四四九・六	九、〇三七・五	一二、〇三五・六
一九三一年	四六・九	三五九・〇	一、八一二・九	七、三七九・八	九、五九八・六
一九三二年	一四・四	二〇三・四	一、〇三一・九	四、四八九・四	五、七三九・一
一九三三年	九・〇	一七二・二	九〇三・四	三、七八六・八	四、八七一・四
一九三四年	三・八	一一七・一	七九〇・三	三、二五五・七	四、一六六・九
一九三五年	二・九	七五・〇	七七三・八	三、四一八・〇	四、二六九・七
一九三六年	二・六	七三・三	七四六・三	三、九四五・九	四、七六八・二
一九三七年	二・九	八六・〇	一、一二〇・八	四、七〇〇・〇	五、九一一・〇
一九三八年	一・九	五八・七	九〇七・一	四、二八五・九	五、二五六・九

註一一九三七年及三八年に於て各品別輸出額の通計が輸出全額に達せざるは輸出全額中に類別不可能品が含まれるゝ爲である。

註二一一九三八年の數字は舊埠太利地方との取引を除す。

茲に一應の注意を要するは以上の如き輸出入の金額的變化は貿易殊に輸入の數量的變化に比し相當の懸隔ある事實であり一九三三年以後に於ける輸入數量は金額に比し甚だしく増加してゐる、がそれは一部外國通貨の減價に依ると同時に又輸入品目機構の激變にも依るのである、即ち

獨逸は比較的價格の低廉にして大嵩なる原料の輸入増加を計ると共に小嵩にして併かも高價なる商品の輸入を極力制限したからである、例へば一九三六年には一九三三年に比し鐵鑛石の輸入量は三〇四%の激増を見たが金額的には一八四・七%増加せるに過ぎず木材の輸入數量は一〇〇%の増加を見たるに對し其の金額的増加率は僅かに二四・三%に過ぎなかつた。斯の如き金額と數量との喰違は輸出の場合に於ても同様であつた。

輸入品の價格は一九三六年中頃より再び上昇し一九三七年には前年に比し約一〇%騰貴したが一九三八年に至り再び七・六%下落した爲め一九三八年の輸入は前年に比し金額的には幾分減退せるも數量に於ては約一〇%の増加を示してゐる。之に對して輸出品の價格は一九三四、三五、三六年には前年に比し各々九・一%、七・七%、二・八%下落し一九三七年及三八年に至り年々約三・六%方騰り上つたが全般的に輸入品に比し輸出品の價格の變化は僅少であつた。

今一九三三年より一九三八年迄に於ける獨逸輸出入品の價格の變化及びそれを基礎とせる獨逸輸出品の購買力の變化を示せば左の如くである。

(ライヒス・クレディット・ゲゼルシャフトの發表による)

毎年一月より十月迄に於ける價格を基準とす	(一)貿易全體に於ける輸出 入品價格の變化%		(二)輸入原料並半製品價格と輸出 工業製品價格の變化%	
	輸入品	輸出品	輸出の勝賣力持 立半製品	輸入原料並半製品價格と輸出 工業製品價格の變化%
一九二八年に對する一九三三年の比	(+)五四・九	(+)三五・四	(+)四三・四	(+)五七・七
一九三三年に對する一九三四年の比	(+)二・五	(+)九・一	(+)六・八	(+)〇・八
一九三四年に對する一九三五年の比	(-)〇・六	(-)七・七	(-)七・一	(-)一・五
一九三五年に對する一九三六年の比	(+)三・八	(+)二・八	(+)六・四	(+)五・九
一九三六年に對する一九三七年の比	(+)一〇・二	(+)三・六	(+)六・〇	(+)一三・八
一九三七年に對する一九三八年の比	(-)七・六	(+)三・七	(+)一二・二	(+)一〇・〇

述上の如き價格の變化が輸出入の金額並に數量の變化に何の程度の喰違ひを生ぜしめたるかを指數に依つて示せば左の通りである。

輸入商品類別金額及數量指數の變化（一九三二年を一〇〇とす）

年 次	畜 類		飲 食 物		原 料 及 半 製 品		完 製 品		合 計	
	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量
一九三三年	八九・八	七一・四	七二・五	七〇・七	一〇〇・四	一一四・八	九二・一	一三〇・三	九〇・一	一〇六・八

鐵礦、鐵屑、其他重要金屬の輸入狀態

(単位一〇〇〇噸、獨逸對外貿易月報に依る)

年	次	鐵	鑛	屑	鐵
一九三三年	四、五七二	四三三	鑛二四一	一三二	銅鑛及銅
銅	二〇七	鉛	四九	鑛	鉛鑛及鉛
亞鉛	一〇一	鑛	七九		及亞鉛鑛
					ム鑛
					ニツケル鑛

紡織工業原料並に半製品の輸入状態（単位一、〇〇〇噸）

年 次
羊 毛
棉 花
綿 糸
麻 類
一一二
二一
三五八
一六一
一九二九年

註十一九三八年及び一九三九年一月—三月の數字は舊墺太利地方との取引を含まざる舊獨逸の統計なるも一九三九年四月以後の數字は新統計規定に依り墺太利、ズーデーテン地方、メーメル地方併せたる新獨逸の輸入數量である。

輸出方面に於て政府としても最も獎勵せるは謂ふ迄も無く獨逸製品の王座を占むる機械類にして生産擴充に伴ひ國內に於ける需要の激増にも拘らず其の輸出も一九三六年以來相當の増加を示してゐる又石炭の輸出も年々増加せるところ右は本品が獨逸國產原料中の例外にして其の產額多量に及ぶと同時に產地方面と需要諸國との水運便利なるが爲めである。

機械類の輸出状態（単位百萬麻克）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	（一月—六月）一九三九年
工 作 機 械 類	七八	一四八	二〇九	二〇四	一一二
紡織工業及皮革工業用機械類	一〇〇	一二三	一三六	一三一	一五七
農業機械類	一七	二三	三〇	三一	五七
蒸氣機關車	一二	一二	一五	三六	一一三
動力機械類	一九	四〇	六六	七六	六五
ポンプ及壓搾機械類	一六	四一	三八	三九	一四
運搬機械類	一一	五二	二八	二六	二六
製紙及印刷機械類	一二	五五	二二	二三	一四
事務用機械類	一三三	三二	二九	二六	一〇
食料品工業用機械類	九八	三二	三六	二六	二六
其他機械類	一二三	三二	三六	三三	一三三

註—前註に同じ

石炭の輸出状態（単位一、〇〇〇噸）

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	（一月—六月）一九三九年
石炭	一八、四四四	二一、九三七	二七、五九三	二九、四九三	三九、六五九	三〇、七六九	一二、七一二

註—前註に同じ

(4) 貿易に於ける地域別機構の變化

獨逸の對外貿易が歐羅巴諸國に對し巨額の出超なるに對し海外に對して巨額の入超なりしは既に指摘せることあるがナチス政權樹立以來此の地域別機構は相當に變化した。一九三二年に獨逸輸出總額の八一・五%を占めたる對歐輸出は一九三六年には七〇・七%に減退し又歐洲諸國よりの輸入の全輸入に對する割合は同期間に於て五四・四%より五九・八%に増加した。對歐貿易に於ける出超額は一九二九年度に二十八億六千萬麻克、一九三二年度には二十一億四十萬麻克であつたが其の後激減して一九三六年には八億五十萬麻克となり同時に對海外取引に於ける入超も減退した。斯る現象の主要原因が政府の相互貿易主義政策と之に關聯して各國と締結せられたる雙務協定にありたるは云ふ迄も無いところである。今一九二九年以降に於ける大陸別輸出入の變化を示せば次の如くである。

大陸別輸入の變化（單位百萬麻克）（獨逸國貿易統計月報參照）

年 次	歐 羅 巴	南 北 兩 米	亞 細 亞	阿 弗 利 加	大 洋 洲
一九二九年	七、〇六七	五二・六	三、七一二	二七・六	一、六〇五
一九三〇年	五、八二五	五六・〇	二、五四四	二四・五	一、二一七
一九三一年	三、七六四	五五・九	一、六〇二	二三・八	八三四
一九三二年	二、五四〇	五四・四	一、一七八	二五・二	五四八
一九三三年	二、三一九	五五・二	一、〇〇五	二三・九	四九六
一九三四年	二、六二八	五九・〇	九一八	二〇・六	四九〇
一九三五年	二、五六四	六一・六	八五〇	二〇・四	四三〇
一九三六年	二、五二二	五九・八	八三九	一九・九	四九八
一九三七年	三、〇三九	五五・四	一、二六一	二三・一	六四一
一九三八年	二、九六七	五四・五	一、三九一	二五・五	六一九

大陸別輸出の變化（單位百萬麻克）（獨逸國貿易統計月報參照）

年 次	歐 羅 巴	南 北 兩 米	亞 細 亞	阿 弗 利 加	大 洋 洲
一九二九年	九、九二四	七三・七	二、〇九三	一五・四	一〇一
一九三〇年	九、三七七	七七・九	一、五一二	一二・六	六五
一九三一年	七、七七八	八一・〇	九五五	九・九	三六
一九三二年	四、六七八	八一・五	五五五	九・七	〇五

二六

一九三三年	三、八三七	七八・八	五六五	一一・六	三三二	六・八	一〇六	二・二	二七	〇・五
一九三四年	三、二三九	七七・七	四四九	一〇・八	三四三	八・二	一〇七	二・六	二六	〇・六
一九三五年	三、一二五	七三・二	五八九	一三・八	三九八	九・三	一二四	二・九	三〇	〇・七
一九三六年	三、三七三	七〇・七	七二三	一五・二	四七〇	九・八	一五七	三・三	四一	〇・九
一九三七年	四、〇九三	六九・二	九〇六	一五・三	六四二	一〇・九	二一五	三・六	四九	〇・八
一九三八年	三、六六五	六九・七	八一	一五・四	五四三	九・九	二〇三	三・九	四九	〇・九

地理的分布より見たる獨逸の貿易に於て最も甚だしき變化を示せるは北米合衆國並に他の南北兩米諸國との取引であり全輸入に對する南北兩米諸國よりの輸入の比は一九三二年に於ては尙二五・二%なりしが一九三六年には一九・九%に低下した。一九三八年に至り右割合は一時的に再び増加せる處右は獨逸の對中南米貿易の進展に依ると同時に夫以前三箇年間に亘る出超の餘力を利用して獨逸が一時的に合衆國よりの買付を激増せしめたるに依るのである。ナチス獨逸は合衆國に對する輸出を増進して同國に對する巨額の入超貿易を改善せんとしたが合衆國は之に應せざるのみならず雙務協定を結ばんとする獨逸側の提案を最後迄拒絶し一九三五年十月に至りては更に獨逸側の一般的輸入抑制政策に對する應酬として獨逸に對する從來の巨額の出超にも拘らず輸

入獨逸品に對する最惠國待遇を停止せる爲め獨逸としては結局合衆國よりの輸入を制限する以外に途がなかつた。其の結果一九二九年には全輸入額の一三・五%を占めたる米國よりの輸入は一九三六年には五・五%となり對米輸出の全輸出に對する割合も同期間に於て五・五%から三・六%に減退し合衆國よりの輸入超過額は八億麻克から六千萬麻克に激減し輸入原料品の大宗たる棉花の如きに於ては一九三三年には其の七二%が合衆國より輸入せられたるに對し一九三四年には五・五%となり之に反して埃及、ラジル等獨逸との貿易が比較的均衡状態にある諸國よりの棉花の輸入が増加した。合衆國に對すると同様な傾向は更に濠洲、加奈陀等との關係に於ても發生したが之等諸國との取引は其の絕對額自體が比較的僅少なる爲め其の獨逸貿易全體に及ぼせる影響は比較的僅少であつた。

今近年に於ける獨逸の對合衆國貿易の變遷を示せば次の如くである。

獨逸對北米合衆國貿易の變遷（單位百萬麻克）（獨逸國貿易統計月報による）

年 次	輸 入	輸 出	年 次	輸 入	輸 出
一九二九年	一、七九〇	九九一	一九三〇年	一、三〇七	六八五
					二七

一九三一年	七九一	四八八	一九三六年	二三二	一七二
一九三二年	五九二	二八一	一九三七年	二八一	二〇九
一九三三年	四八三	二四六	一九三八年	四〇五	一四九
一九三四年	三七三	一五八	一九三九年(一月—六月)	一二五	八五
一九三五年	二四一	一七〇			

註——一九三九年四月以後の數字は舊塊太利地方、ズーデーテン地方、メーメル地方を含む新獨逸の數字である。

政治的理由による貿易の變化の例として最も特徴的なるは獨逸の對蘇聯貿易にしてワイメーレ共和国時代の獨逸は蘇聯との外交關係の改善に相當の努力を拂ひ且つ亦急激に工業化を計れる蘇聯の機械市場を獨占せんとして之に長期のクレディットを貸與せる爲め其の對蘇輸出並に出超は年々巨額に上れるところナチス獨逸は政治上の理由より蘇聯を最大の敵として取扱ひ其の結果對蘇貿易は最少限度に萎縮した。但し蘇聯と不可侵條約を締結し同國よりの原料の輸入を以て經濟封鎖に對する最大の拔道となせる一九三九年後半以後の兩國間貿易は豫想外の巨額に上るものゝ如く一獨逸要人が一九四〇年末某商工會議所の對外貿易會議席上に於て述べたる所に依れば、一九四一年度の獨逸對蘇聯取引は開戦直前年度に比し尠くとも十倍に達する豫定なるが如くである。

る。近年に於ける獨逸對蘇聯貿易の變遷は左の如くである。

獨逸對蘇聯貿易の變遷（單位百萬麻克）（獨逸國貿易統計月報による）

年 次	輸 入	輸 出	年 次	輸 入	輸 出
一九二九年	四二六	三五四	一九三五年	二一五	三九
一九三〇年	四三六	四三一	一九三六年	九三	一二六
一九三一年	三〇四	七六三	一九三七年	六五	一一七
一九三二年	二七一	六二六	一九三八年	四七	三一
一九三三年	一九四	二八二	一九三九年(一月—六月)	一一	一六
一九三四年	二一〇	六三			

註——前註に同じ

更にナチス獨逸の對外貿易及び其の貿易政策に於て東南歐諸國との關係は最も注目に價し、獨逸は之等の諸國を自然的對獨原料供給國と見做し之等諸國との間に清算協定又は更に積極的な經濟協定を締結して貿易の進展を計り頗る見るべき成果を擧げてゐる。本問題は亦所謂ナチスの東方政策の對象として高度の政策性をも有する點に於ても極めて重要な意義を有する次第である。

(5) 東南歐原料諸國との貿易の發展

政府の東南歐原料諸國との經濟關係緊密化の政策は近年に至り獨逸と之等諸國との貿易を極めて有効に發展せしめた。東南歐洲諸國としては普通洪牙利、ユーゴースラビア、羅馬尼、ブルガリア、希臘及びスロヴァキアが數へられてゐるが獨逸の此等諸國への輸出は一九三三年の一億五千四百萬麻克より一九三八年の五億四千四百萬麻克に増加し此等諸國よりの輸入も同期間に於て一億九千九百萬麻克より五億三千六百萬麻克に増加してゐる。一九三八年に合併せる塊太利及ズーデーテン地方並に保護領となれる舊致須國のボヘミヤ、モラビアを加へたる所謂大獨逸と東南歐諸國との貿易は塊太利及び致須兩國の貿易が同じく東南歐羅巴方面に重點を置きたる關係上更に重要性を増してゐる。此の關係を東南歐諸國側(但しスロバキヤを除く)の貿易より觀るとときは一九三八年度に於て大獨逸への輸出の占めたる割合は全輸出額の四六・六%獨逸よりの輸入の全輸入額に對する割合は四五・九%となつてゐる。

東南歐諸國の貿易に於て對獨貿易の占むる割合(但し一九三八年)

(ライヒスクリエディット・ゲゼルシャフトの發表に依る)

全輸出又は全輸入に對する割合		輸	
		大獨逸	舊獨逸
ユーゴースラビア	四九・九	三五・九	五〇・一
洪牙利	五〇・一	二七・七	四八・三
羅馬尼	三五・八	二〇・八	四八・三
ブルガリヤ	六三・四	五一・八	五七・八
希臘	四三・一	三八・五	三一・九
以上全體	四六・六	三二・一	二八・八
		四五・九	二七・九

東南歐諸國との貿易の斯の如き進展は主として獨逸國內に於ける產業の發展に伴ふ原料及び食料品の需要增加と之等諸國が偶然にも獨逸と期を同じくして爲替難に陥り從つて相互主義に依る貿易の發展を要求し原料國として獨逸との間に有機的な分業を行ふべく獨逸と清算協定を締結し得る立場に置かれたるが爲である。獨逸の此等諸國よりの輸入品として最も重要なは食料品及び煙草であり獨逸が一九三八年に此等諸國より輸入せる右二商品は同方面よりの輸入全額の七二%に相當し残り二八%のうち更に二五%は石油、木材、亞麻等の工業原料であつた。又同年獨逸が輸入せる食料品の二二%は右五箇國よりの輸入であり之等食料品中の主なるものは小麥、豚、

玉蜀黍等であつた。

東南歐方面よりの輸入に於て工業原料的地位が低位にあるは此等諸國に於ける重要工業原料の開發が幼稚であり之を外國に對して多量に供給し得る余力を有せざるのみならず同方面の原料工業に於ける佛蘭西及亞米利加の資本的勢力が相當根強く從つて其の原料の一定部分は常に自由爲替諸國へ輸出せられたるが故である。

然し乍ら此等諸國の原料開發が幼稚なるの事實は一方に於ては獨逸と此等諸國との經濟的協力が其の將來を囁望せられ得る所以でもあり若し獨逸が其の高度の技術と生産機械を有利なる條件に於て提供し得るならば東南歐諸國と獨逸との取引は益々發展の可能性を約束せられてゐる筈である。輓近獨逸が洪牙利、羅馬尼等と締結せる經濟協定は此の間の事情を反映し獨逸をして廣く此等諸國の經濟殊に其の生産に參割せしめ得るが如き多數の規定を包含してゐる。

獨逸よりの此等諸國への輸出は輸入と對蹠的に殆んど全部完製品であり其のうち更に50%は機械、壓延鋼材、鐵製品、自動車等であり其の殘餘は主として紡織製品及化學製品より成つてゐる。

獨逸の東南歐諸國に對する商品別輸出狀態（一九三八年）

右の内	輸出商品 機械類(電氣機械を除く)	(單位百萬麻克)	東南歐諸國への輸出額に對する割合%		同種商品の輸出全額に對する割合%
			九五・四	一四・九	
工業機械	農業機械	二五・一	三・九	一・〇	三・七
運搬用機械類(自動車等)	電氣機械類	五二・二	八・一	六・七	〇・六
鐵製品	化學製品	四八・三	七・五	五・九	六・〇
紡織製品	全體	一二二・一	一九・〇	一一・二	一六・八
		七七・一	一二・〇	六七・二	八・九
		六四二・三	一〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(6) 世界に於ける獨逸對外貿易の順位

貿易としての世界列強中に於ける獨逸の占むる地位を見るに一九三一年の獨逸は輸出に於て世界輸出全額の一・二・四%輸入に於て七・八%を占めたるも輸出に於ける其の割合は一九三四年に至

り九・〇%に低下し一九三七年には僅少の改善を見て九・四%を占むるに至り輸入に於ては一九三四年八・九%に増加し一九三七年には再び低下して八・一%を占むるに至つた、蓋し獨逸貿易の順位は輸出入總額に於ても輸入、輸出に於ても英米に繼ぎ常に世界第三位にあつた。

世界貿易に於て重要諸國輸出入額の占むる割合（一九三七年）

國名	全世界の輸出に於て占むる割合%	全世界の輸入に於て占むる割合%
英國	一〇・二	一七・四
米合衆國	一三・二	一一・二
獨逸	九・四	八・一
日本	四・七	五・〇
佛蘭西	三・八	六・三
白耳義—ルクセンブルグ	三・四	三・四
和蘭	二・五	三・二

右表の割合はドミニオン及び植民地との取引をも含むが爲め其の關係を除外するときは右の割合も自ら異なる筈にして例へば同年の英國貿易に於ける植民地並にドミニオンとの取引は輸入に於ては英國全輸入の三九・四%を占め輸出に於ては全輸出の四八・三%を占め佛蘭西の對外貿易に於

ける植民地及保護領との取引の割合は輸入に於て二四・四%輸出に於ては二八・四%であった。

(7) 國内生産額と輸出額との關係

第一期歐洲大戰前に於ては獨逸工業生産高の内輸出の占むる割合は大體三分の一乃至四分の一の間を上下してゐた。

此の割合は大戰後に於ても大體繼續されたがナチス政權時代となり國內の生産が急激に増加し之と反対に輸出が減退するや著しく變化し國內生産高に對する輸出の割合は急激に縮少されて行つた。其の變化を示せば左の如くである。

國內工業生産額に對する輸出額の割合

年 度	(單位十億麻克)	生産に對する 輸出の割合	
		工業生産額	工業製品輸出額
一九二九年	三三・四	一二・二	三七%
一九三〇年	二九・七	一一・一	三七
一九三一年	二二・四	八・九	四〇
一九三二年	一九・〇	五・四	二八
		約	三五

一九三三年	二一〇	四六	約	三六
一九三四年	三一〇	四〇	約	二二
一九三五年	三七〇	四二	約	一三
一九三六年	四二〇	四七	約	一一五
一九三七年	四六〇	五八	約	一一一
一九三八年	五〇〇	五八	約	一二五

(8) 獨逸の輸出中生産資材の占むる地位

獨逸輸出貿易の大部分が工業製品に依つて占められ居るは既述の通りであるが其の中でも更に投資資材の占むる部分が頗る大なる點は獨逸貿易の特徴であり又強味である。

同じ工業製品にしても投資資材の輸出は消費資材の輸出に比し比較的世界市場の景氣的變動に影響せらるゝ處渺々を常とすると共に常に他の諸國に先行して進歩する自國の技術を利用して他國の競争しがはざるが如き高級なる投資資材を輸出するは市場獲得の上にも將又輸出の收益率に於ても極めて有利にして此の點に着眼せるナチス政府としては極力投資資材の輸出に努力し居る次第である、一九二九年の輸出に於ては投資資材の占むる割合は金額にして全輸出額の約三四%

に過ぎなかつたが此の割合は一九三七年には三八・六%となり一九三九年上半期には既に四五%に増加し今次大戦となり對蘇聯貿易並に對バルカン貿易に獨逸貿易の中心が移動するに及び右の率は更に急増してゐるものと見られてゐる。

之に反し消費資材の輸出金額に對する割合は一九二九年には五七・六%であつたが一九三七年には四七・九%に一九三九年前半期には約四二%に低下してゐる。

投資資材の占むる割合の意義は輸出品中の完製品に對比せしむる時は更に増大する。一九三九年の輸出中完製品の占むる割合は全輸出の約八三%に達し居る故之を基礎として輸出完製品中投資資材の占むる割合を算出すれば大體五五%に達することとなるのである。

三、ナチス政府の貿易政策

ナチス政府の貿易政策は既に本文の冒頭に於ても述べたる通り世界状勢の變遷と密接なる關係の下に發展せるものなるも其の主要原因は寧ろ獨逸内部に於ける政治的發展の必然的歸結の具體化せられたるものに外ならないのであろう。貿易其のものゝ意義より考ふる場合は謂ふ迄も無き

事乍ら更に國民經濟全體の立場より觀るも今次開戦迄に於てナチス政府の實行せるが如き諸對策の永續的常道化は畢竟經濟鎖國主義と異句同義にして獨逸當局及び民間が斯る狀態の永續化を企圖し居らざるは獨逸各方面要人屢次の聲名によるも明白に看取し得るところである。ナチス政府としては世界に於ける「ベルサイユ」體制の清算と云ふ最高絕對の目的を貫徹すべく本目的の到達が戰爭無くしては不可能なること、戰爭となる場合必ずや舊體制諸國による對獨經濟封鎖が繰り返さるゝ事等を豫想して國內體制を強化せしむる必要に迫られたのである、從つて其の貿易對策は飽く迄過度的な性質のものであり之により生ずべき相當の不便且不利なる副作用は當然自覺の上にて遂行せられたるものである。

故にナチスの貿易政策は幾多の不自然と無理を包含し必ずしも最初より確固不動の根本方針に従つて實施せられたるには非ず時々刻々の状勢の變化に照合して應急的に且つ多角的に實施せられたるが如き印象を與ふる點が尠くないのである。尤も第二次世界大戰が不可避なものとなり好むと好まざると拘らず從來の形式による獨逸貿易が再び清算されるの已む無きに至り又戰後に於ける歐洲廣域經濟が漸次ナチス獨逸の爲政者の腦裡に其の輪廓を表すに至つた今日に於ては獨逸

對外貿易の諸問題も自ら異れる觀點より觀察される必要が生ずるのであるが此の問題の檢討は他の機會に譲ることとする。

ナチス貿易對策に付き之を各個別に觀察するに其の各々は云ふ迄も無く互に相關聯して不可分の關係にあるも其のねらひとなる效果の點より見て輸出助成資金制度の如き全般的積極政策と輸入を調節して貿易の均衡を維持せんとする爲替政策、商品管理所政策の如き消極策に分類することを得更に又片貿易を各國別に調整して貿易の地域的機構を變化せしめんとする清算協定策、爲替貧困諸國との取引を圓滑ならしめんとする物々交換政策等もあるのである。清算協定の如きも對獨債權國たる諸國との取極の如く己を得ず之を締結せる消極的なるものと對「バルカン」諸國との取極の如く積極的に貿易の擴張を目指して締結されたるものとあり特に後者の場合の清算協定が輓近に至り一步を進め政治的壓力を利用して廣範なる經濟協定の一部として行はるゝに至れる點は甚だ興味深き新傾向として注目せらるべきである。

通商貿易を直接の對象とせる諸政策以外にも間接に貿易に影響するところ少なからざる組合統制策、物價政策、規格統制策等もあるが本章に於ては主として貿易を直接の對象とするナチス獨逸

の諸対策を列述することにする。

(1) 爲替管理 (Devisenbewirtschaftung)

獨逸に於て爲替管理が始めて實施せられたるはナチス以前一九三一年の金融恐慌時代であり輸入の支拂に關する限り其の要領は要するに外國商品の輸入者は夫以前に於ける取引の實績に應じて外國爲替の割當を與へられたるに過ぎず配分されたる爲替を以て如何なる商品を輸入するかは業者の自由であつた。

又爲替統制事務を管掌せしむる爲め柏林に中央爲替管理局 (Reichsstelle für Devisenbewirtschaftung) 地方には多數の地方爲替局 (Devisenstelle) を設置して之に當らしめた。

ナチス以前に於ては政府は對外信用維持の爲にも資本債務は出來得る限り之を支拂つたがナチス時代となり貿易收支狀態悪化の見透し明白となるやシャハト中央銀行總裁は爲替政策の大轉換を行つた。同氏は其以前より常に外資導入政策の反對者であり「外債の利子を支拂ふが爲めに輸出を行ふが如きは空虚なる政策であり獨逸國民に支那苦力の如き隸屬的生活を強要するものである」と主張し先づ一九三三年七月よりヤング公債、ドーズ公債以外の中期及び長期對外債務の

元金償却を停止し利子は五〇%を爲替にて支拂ひ残り五〇%は新に（一九三三年六月九日）創設せる「獨逸對外債務借替金庫」(Konversionskasse für deutsche Auslandschulden) より發行せられたる、スクリップ (Scrip) と稱する證券を以て交付する」として商品債務以外の對外支拂を極度に制限し更に一九三五年六月十四日のライヒスバンク重役會の決議に基き資本債務に對する爲替の現送は一切之を停止し對外支拂關係はすべて各國別に締結する支拂並に清算協定を通じて行ふことに決定した。

輸入者の實績に比例して許可する爲替の割當は一九三四年三月に至り更に大巾の削減を見たが其の理由は當時輸入業者が將來の民需制限を豫想して必ずしも必要ならざるストック品の買溜を行へるが爲めであつた。獨逸は夫以前一九三二年より既に瑞典其他數箇國との間に支拂協定を締結してゐたが之等支拂協定は輸入商品の代金を各々相手國の爲に自國の中央銀行に設定せる特別口座に拂込むことをのみ協定し相手國との取引に於ける輸出入の比率通過貿易等に關する規定不備なりし爲め之等の特別勘定を通じての輸入殊に不急品の輸入は著しく増加し獨逸側の爲替取り分を益々縮少せしめ政府は一九三四六年に至り已むを得ず更に輸入に對する品種別

爲替日割配給制度 (Devisenverteilung) を実施するに至つた。

品種別爲替日割制度は輸入商品の必要性等級表 (Dienstlichkeitskala) と睨み合せて実施せられる。其の主要目的は普通輸入商品の犠牲に於て軍備に必要な原料品の輸入を優先的に取扱ふにあり、必要性等級表は輸入商品を國民生活に必要な商品 (Lebenswichtige Waren) と不急品 (nicht lebenswichtige Waren) に大別した。

然し此の爲替日割制度は中央銀行に於ける毎日の爲替取得高に基いて翌日の爲替許可を按配すると云ふ方法に於て實施せられ甚だしき事務の繁雜を來すと共に從來獨逸に不急品を供給し居れる相手國の不平を増加せしめ此等諸國の當業者は自國の政府を動かして或は獨逸品の輸入に制限を加へ或は獨逸の商品關係債權を抑留する等の態度に出でたる爲め長續させず一九三四年九月シャハトの「貿易新計畫」 (Der neue plan) が出現するに及んで消滅した。

即ち獨逸の爲替管理制度に最後的體制を附與したのは此の「新計畫」であつて新計畫に於ては普通人の對外爲替現送は月額十麻克と決定され又輸入に對する爲替許可と商品管理所による輸入許可とは完全に一致せしめられた。

獨逸の爲替管理其のものは甚だ複雜にして此に關する法令は極めて多數に上り又部分的には常に變化せるも其の間の消息は本邦にも詳しく述べみなるにより茲には之を省略する。

(2) 貿易新計畫 (Der neue plan)

シャハト氏の考案に成る「貿易新計畫」の根本原則は「獨逸は自國の商品輸出によつて買ひ得る以上には絶対に外國商品を輸入しない」と云ふ一句に盡きてゐた。其の目的は云ふ迄も無く全輸入を實際の輸出額並に必要性別重點主義に基いて計畫的に制導するにあつたが商品を輸入せしむる限り必ず之に對する支拂を保障することに依つて獨逸の對外信用を恢復することも確に其の目的の一であつた。

其の實際方法としては先づ同年の三月羊毛、棉花、非鐵金屬、動物性纖維、護謨、含油種子の六種類に對してのみ設置せられた商品管理所を全輸入品に對して設置し商品管理所をして各品各口別に輸入許可を發給せしむると共に商品管理所による輸入許可は則ち爲替許可をも意味する元的許可制度を確立した。

從つて各地にある從來の爲替局は貿易關係以外の爲替問題を取扱ふに過ぎざる職務範圍の極め

て狹隘なる機關となり商品管理所が經濟省の直轄機關たると同時に直接中央爲替管理局との連絡に於て輸入の調節と貿易關係の爲替事務を兼行することとなつた。中央爲替管理局は法制上大藏省に屬する別局であるが實際には常に中央銀行の指導下にあり局長も中央銀行の重役中より人選せらるゝを常としてゐる。

商品管理所は輸入各口別に先づ當該品の輸入が必要なるや否や更に又其の數量、取引條件等が妥當なるや否やを研究して之が輸入を許可するのであり之に關する方針の「アドバイズ」は其の直轄官廳たる經濟省により與へられるのである。

斯の如き爲替管理と連結せしめられたる商品管理の最高計畫機關としては經濟省、農務省、中央銀行の代表者より成る委員會が常設せられ、如何なる商品を輸入すべきかに關し經濟省及農務省により作成せられたる議案と何の程度の爲替を輸入に利用得るかに關し中央銀行により提出せられたる案が此の最高中樞機關に於て統合按配せられ其の決定事項は商品に關するものなる限り經濟省、爲替に關するものなる限り中央爲替管理局を経て商品管理所に下達せられる順序とせられたのである。

從來の爲替許可が自由爲替取引による輸入に對してのみ適用せられたるに反し新計畫に從へば特別勘定又は物々交換取引に依る輸入に對しても爲替の事前許可を必要とするに至つたことは既に述べた通りである。

新計畫に於ては從來に比し更に一層軍需品並に加工再輸出品の優先的取扱を擴大し輸入商品の重點主義を徹底せしむると共に一旦壓迫せられたる貿易業者の創意を別の方法に於て伸張せしむ可く後章に於て述ぶるが如き幾多の特殊取引の可能性が考案され又各國別貿易に計畫性を與へると共に貿易の地域的轉換を招來せしむる爲めには殆んど大部分の取引相手國との間に支拂協定又は清算協定が締結された。

此の貿易新計畫に關してのみの特別の法令は發せられ居らざるも以上述べたるが如き商品輸入許可と爲替許可との關係は一九三四年二月十六日發令され同年九月二十四日より實施せられたる「爲替管理令の變更に關する法律」中に規定され中央爲替管理局は一九三三年十二月十八日附「中央爲替管理局設置に關する法律」に基き設定せられ、又商品管理所は一九三四年九月四日附「商品取引令」並に「商品管理所設置に關する命令」に基き設けられたるものである。

(3) 商品管理所 (Überwachungsstelle)

商品管理所の任務は最初は單に輸入を管理し輸入者に輸入許可を與ふるに過ぎざりしも管理範囲が輸入の全商品に及ぶに連れ其の機能も著しく擴大され國內に於ける輸入品の價格決定（但し此の機能は物價構成長官より委任せられて實行するのである）生産業者、卸賣業者、小賣業者の在庫品調査、ストック保有命令の發令、商品の配給、消費への干渉に迄發展し四箇年計畫本部と表裏一體となつて宛然商品の輸入並に配給の全體機關に發展し一九三九年には其の名稱も Reichsstelle と改稱された。

商品管理所は法人にして各管理所は受託官 (Reichsbeauftragter) により代表され之に名譽職の構成員より成る諮詢機關が配屬せしめられ依託官は多くの場合官僚的的人物なるも諮詢機關 (Beirat) は多數の民間専門家により構成されてゐる。

商品管理所の維持費は各種の手續に際して徵集する料金と諮詢機關の協議を経て決定せられる業者への賦課金によつて償はれてゐる。

管理所の規模は近年に至り益々擴大せられ最近に於ては一管理所の職員數は二百名乃至四百名に

達するものゝ如くである（三月十七日國策研究會に於ける植村甲午郎氏の講演參照）。爲替許可申請の實際方法は輸入者は商品別各引合毎に商品名、品質、銘柄、包裝種類、積月、數量、價格、受渡條件、支拂條件等を明記し新規商品の場合は更に見本を添附して許可出願し管理所により下附せられたる許可證は商品輸入の際之を税關に提示するの順序となつてゐる。

管理所が輸入を許可する場合の最高原則は原料及び半製品なること並に輸出產業への資材補給なることであり管理所の所在地としては當該商品の最大消費地の中心都市が選定されてゐる。

今一九四〇年十二月現在に於ける商品管理所の種類を示せば左の通りである（三井物產伯林商店の調査を參考とす）。

- 一、穀類、飼料其他農產品管理所
- 二、畜類、畜產品管理所
- 三、乳製品、油脂管理所
- 四、卵管理所

以上四種の商品管理所は農務省の管轄に屬す。

- 五、木材管理所
- 六、園藝品、飲料其他食料品管理所
- 七、羊毛其他獸毛管理所
- 八、棉花管理所
- 九、綿糸、綿布、綿製品管理所
- 十、絹、人絹管理所
- 十一、衣類、服飾品管理所
- 十二、麻類管理所
- 十三、卑金屬管理所
- 十四、鐵鑛、鐵鋼管理所
- 十五、工業用油脂管理所
- 十六、皮革管理所
- 十七、護謨、アスベスト管理所
- 十八、顏料管理所
- 十九、鑛油管理所
- 二十、煙草管理所
- 二十一、石炭、鹽管理所
- 二十二、毛皮製品管理所
- 二十三、紙類管理所
- 二十四、美術工藝品管理所
- 二十五、貴金屬管理所
- 二十六、コーヒ管理所
- 二十七、雜品管理所
- (4) 輸出入調查所 (Prüfungsstelle)
- 輸入商品管理所と關聯して興味多き施設は各商品別に管理所に附屬して設置せられたる調査所である。其の數は常に管理所數と同様にして其の職務は要するに商品別地域別に輸入品並に輸出

品の價格取引條件等を連續調査して輸入價格の適正を期すると共に輸出に於ける價格が必要以上に下落するを防止し更に又輸出に於て同業者間に不正競争の發生せざる様監視するにあるのである。本制度は獨逸が巨額の輸出助成資金を交附することとなり業者が右資金による補助金を悪用して自社の輸出を有利に導かんとするの危険發生するに及び絶對的に必要となれるものにして輸出業者が助成資金利用、物々交換取引許可、輸入許可等に關し提出する申請書は凡て右調査所に於て嚴密に調査を經るのである。

(5) 追加輸出制度 (Zusatz-Ausfuhr-Verfahren)

獨逸は對外支拂モラトリウムにも拘らず國內の對外債務者に對しては引續き其の債務を直接外國の債權者に支拂ふ代りに既述の「對外負債借替金庫」に拂込む可き義務を課した。即ち債務は債務者より麻克にて支拂はれ之が何時如何なる形に於て對外的に決済されるかは中央銀行が決定し對外債務關係は結局債權者と獨逸中央銀行の附屬機關たる「對外債務借替金庫」との關係に還元されたのである、右金庫は負債の種類に従ひ債權者に對して或は無利子のスクリップを發給し或は三分利附の利子證券 (Fundierungsbonds) を交附したが之等の證券は獨逸國內に於ては取引を禁

ぜられた。

斯る事情の當然の結果として利子の代りに發給せられたるスクリップ及三分利附利子證券は勿論一般外國人所有の封鎖勘定其他の獨逸證券は外國市場に於ては著しく下落し此の下落せる證券を獨逸側にて買占めることに依つて得たる利益を以て輸出に於ける損失を補填する方法が則ち一般に追加輸出と稱せられる制度である。追加輸出制度は大別すれば左の諸種類に分れる。

(イ) 封鎖麻克の利用 (Verwendung von Spermarkguthaben)

此の方法は一九三一年より存在し一九三六年頃迄に於て最も頻繁に利用せられたる制度にして獨逸の輸出者は輸出商品代金の一部を獨逸國內よりも外國市場に於て遙かに低廉に取引せられる封鎖麻克にて受取ることを許可されたのである、封鎖麻克には其の發生の原因に依り信用封鎖麻克 (Kreditspermark)、銀行封鎖麻克 (Notenspermark) 證券封鎖麻克 (Effekten-spermark) 登錄麻克 (Registermark) 國内支拂用外人特殊勘定 (Ausländer-Sonderkonten für Inlandszahlungen) 等に分れ其の利用方法にも自ら差異はあるが輸出に對して之等の麻克を支拂はれたる獨逸の輸出者は之を對外負債借替金庫に全額價值を以て賣却すれば輸出に於け

る損失は充分補ひ得るのである。

此等の麻克は一名特殊麻克とも稱され其のうち一般に最も良く知られたるは登録麻克である。登録麻克は一九三一年以前に於て外國銀行が獨逸に於て所有し居れる勘定にして其の相場は常に多少の變化を見てゐたが大體に於て今日迄爲替平價より約五〇%方低値に買入れることが出來外國人は登録麻克によつて輸入代價の一部を支拂得ると共に獨逸國內の旅費、生活費を支辨し又は獨逸の證券財産等に投資を許されるのである。

其他の封鎖麻克は外國人が獨逸國內に於て證券又は財産を賣却し或は利子、配當、地代、屋賃を受納する等により發生するのであるが此等特殊麻克の種類は常に十五種内外に及び其の利用に關する規定も複雑を極めてゐる。

此等封鎖麻克の使用は其の目的が如何なるものにせよ必ず爲替當局の許可を必要とすることは勿論であり又之を輸出の代金支拂に利用する場合は原則として送狀面價格の二五%迄許可せられてゐた。

(ロ) 外貨證券の利用

封鎖麻克の利用による追加輸出と平行して外貨證券殊に「ダラーボンズ」の利用による追加輸出も行はれた。輸出業者は爲替當局の許可に基き輸出に依り獲得せる爲替の一部を以て外國に於て下落せる獨逸債務者の弗債券を購入し之を國內に持ち入れ債券發行者に返賣するのであるが此の方法は輸出者をして弗債券の國內相場と國外相場との差額により輸出に於ける損失を「カバー」せしむると同時に國內債務者をして容易に債務を決済せしむる一石二鳥の利益を有してゐたのである。單に輸出者のみならず獨逸金割引銀行も相當額の外債を自ら買入之を發行者に引取らしめたと云はれナチス政權となり獨逸の對外債務が著しく減少せるは外國通貨の下落に依ると共に斯る政府の工作に起因する處も少からざるものと見られてゐる。

(ハ) スクリップ及外債利子證券の利用

對外債務の「モラトリウム」と共に獨逸が利子現送の代りにスクリップ又は利子證券を外國側債權者に交附せるは既述の通りであるがスクリップ及利子證券は外國に於て割引値段に於て爲替に替へられたのである。

亞米利加に於ては此の目的の爲めに銀行シンヂケートが結成され獨逸政府は金割引銀行を通

じて此のシンヂケートに對してシンヂケートが買入れたる價格よりも稍々高價に右證券を引取ることを保障した。

損失價格に於て外國よりの註文を受けた獨逸輸出業者は此のスクリップ又は利子證券を金割引銀行より買取り之を券面額にて對外負債借替金庫に賣却し其の利益により自己の輸出による損失をカバーするのであつた。對外負債借替金庫は國內の債務者より外債の利子を麻克にてフルに徵收してゐる爲めスクリップを券面額にて買取るも損失無きこととなるのである。此の方法を實例に徵すれば大體次の如き順序となる。

輸出業者が送狀券面額一〇、〇〇〇麻克の契約を爲したる場合其の損失率が送狀券面額の一五%に達し右損失額をスクリップ利用により補填方を爲替當局に申請すると假定する。爲替當局は其の申請を嚴重に調査の上之を許可する。右許可證に基き金割引銀行は輸出者に券面額に對し五五%の價格のスクリップを提供するとすれば其のスクリップの全額は送狀額の一五%の四五分の五五即ち一八・三三%たる一、八三三・三三麻克となる。輸出者は此のスクリップを券面額にて外債借替金庫に賣却し三、三三三・三三麻克を獲得すれば其の利益金一、五

〇〇麻克は即ち輸出に於ける損失額に相當するのである。

要するに此等の追加輸出制度は外國側債權者の犠牲に於て獨逸の輸出を促進すると共に對外債務を決済する極めて巧妙なる手段である。其の實際方法は極めて複雜にして之に關し何等一般に發表せられたる法規無く單に外國側債權者、獨逸側債務者、及び獨逸當局との三角關係に於て潛行的に實施せられ居るに過ぎず又取引上の體裁を作る爲には中央銀行は自ら之に關係することを避け其の子銀行たる金割引銀行、對外負債借替金庫等をして之が工作に當らしめてゐるのである。

(6) 輸出均衡金庫(Exportausgleichskasse)

追加輸出制度は輸出促進に貢獻するところ尠ながらざりしが如くなるも利子證券、對外債務證券、封鎖麻克等の利用可能性には相當窮屈なる限度あり又之を購入する爲には常に一定額の爲替を必要とする爲め各國との清算協定、物々交換取引が發展して自由爲替の取得が愈々困難となるにつれて追加輸出制度も漸次其の意義を失ひ之に代り更に廣範なる基礎に於て立案せられたるものが即ち一般に輸出助成資金として知られてゐる輸出均衡金庫の制度である。本制度は輸出を以

て國民全體の義務となし輸出促進に必要な負擔は凡そ營業を行ふ獨逸人全部が負擔すべしとする其の根本觀念に於て洵に劃期的な制度と云ひ得るのである。

本制度が活用せられたるは一九三五年後半期以後であるが夫以前に於ても自動車、セメント、人絹に對しては同様なる制度が行はれてゐた。然し新制度は從來の類似制度が業界の自由意志に依り行はれたるに反し政府の獨裁的命令に基いて實行せられた。本制度内容は秘密事項に屬する爲め之を詳にすることは困難なるも要するに獨逸國內の全營業者は毎月一定の標準に従つて賦課金を支出し之が金割引銀行に保管せられて輸出補助金に利用せられるのである。賦課金の程度は業種別に依り異り國內の軍需景氣に依り収益狀態を改善せる業界は最も多額の割當を要求せられ此の率を各部門別に決定し又之を徵收するの任に當るのは獨逸産業の自治統制團體である。賦課金は大體に於て賣上高の2%乃至6%と云はれてゐるが石炭の如きは販賣額當りに對して割當でられ又會社によりては資本金に對する何%かを支出せしめられてゐると云はれてゐる。

本制度により民間から徵收せられたる金額は一九三六年に於て約七億五千萬麻克と推定され之に政府の支出額二億五千萬麻克を加へて同年の輸出助成金は約十億麻克に達せるものと見られ

前年度の輸出が約四十二億麻克なりしにも鑑み本助成資金が如何に大規模なるものであつたかを知り得るのである。一九三六年、三七年の輸出が各々前年に比し五億麻克及び十一億麻克を増加せらるは主として此の制度に起因せるは極めて明瞭である。

國內通貨の購買力を減殺せずして平價切下と同様の效果を輸出市場に於て擧げ得る爲には政府は統制團體への秘密命令に於て本制度に依る輸出助成負擔は絶対に國內價格に轉稼せらるべきからざる事、已むを得ざる場合には配當、豫備金の蓄積、償却投資方面的犠牲に於て爲さるべき事と嚴命せるが如くである。

本制度は政府の命令によるものではあるが對外的には之を獨逸産業統制團體の自主的工作とし本制度實施の法的基礎としては單に「獨逸經濟自主統制團體の賦課金徵收權に關する規定」があるのみである。

(7) 求償取引(Kompensationsgeschäft)

原料の輸入困難となるに伴ひ利用せられたる他の方法は求償取引であつた。此の方法は極めて幼稚なる取引方法なるも獨逸の輸出と相手國側の輸出とを引合はしめて其の範圍内にて或程度の

個人的創意を發揮せしむるの利益を有してゐた。但し此の方法は主として獨逸が入超となり居る海外原料國との取引に利用せられ獨逸が出超となり居れる歐羅巴諸國との取引に於ては輸入品が獨逸にとり極めて必要なる商品なるか又は物々交換にも拘らず獨逸側に爲替の取得が可能なる場合にのみ適用せられた。此の目的に相應すべく生活必需品に非ざる原料品、半製品又は完製品との物々交換は當該取引に於ける獨逸側の出超が少くとも三〇%に達し其の分が實際爲替にて中央銀行に納入せられる場合にのみ許可せられた。(但し清算協定相手國との取引は別である)。

物々交換取引に於ても追加輸出制度の利用が許容せられたるも右は該取引が三〇%の獨逸側の出超となりたる上に更に二五%即ち合計五五%が實際爲替として取得可能なる場合に對してのみ許されてゐる。

然し乍ら此の方法と雖も實際の場合に於ては幾多の困難を發生せしめてゐる。今ブラジルの棉花と獨逸の機械とを交換せんとする場合を假定するに獨逸の機械輸出者は國內に於て先づブラジルの棉花輸入を希望する商社を探し當て同商社をして機械の代價を支拂はしめ逆にブラジルに於ては棉花輸出者は機械の輸入者より代金を受取ることになるも此の形式が斯く單純に行はるゝ場

合は極めて尠く棉花の輸入に對する等價の機械を輸出せんが爲には數名の輸出者を協力せしむるを必要とする場合多く又商品の異なるに従ひ支拂期限に著しき差異を生ずる爲め商談の成立困難なる場合が多いのである。

物々交換の他の缺點は又輸入品が「スペクラチープ」な値段となり易き點にして之が防止の爲め經濟大臣は一九三四年九月二十二日附を以て「輸入品を國內に於て同品の一般外國市場に於ける販賣値段に商慣習上の附帶費用並に適正なる利潤を加へたる値段以上に販賣すること」を禁止したのである。又輸出者が物々交換に追加輸出制度利用方申請の場合申請者は物々交換取引加入の爲め國內の輸入者より「プレミヤム」其の他の利益を享受せざることを文書を以て誓ふ可く規定されてゐる。

(8) 三角取引(Dreiecksgeschäft)又は原料信用取引(Rohstoffkreditgeschäft)

三角取引は物々交換取引の變形せるものにして物々交換取引は飽く迄二國間の取引に限られるに對し三角取引に於ては第三國を之に介入せしむるに過ぎず。其の目的は主として輸出工業に對する原料の確保にあり其の方法は獨逸側の輸入原料の代金を第三國の獨逸製品輸入者が原料輸出

者に爲替を以て支拂ふにあり其の重なる利益は「クレディット」貸與期間を著しく短縮せしめ得ると共に第三國の介入により物資交換の可能範囲が相當擴大せられ得る點であつた。

(9) 國内支拂用外人特別勘定制度(Aski)又は個人清算制度(Privatelearing)

貿易促進策として「アスキ」利用制度も興味深きものである。「アスキ」とは Auslaender Sonderkonten fuer Inlandszahlungen の略語にして之は外國側の對獨輸出者が獨逸爲替當局の許可を得て其の代金を以て獨逸國內の爲替銀行に特別勘定を設定し之を獨逸品の買付けに利用する方法である。右勘定への拂込みは當該銀行を通じて商品管理所に申請せらるべきものにして其の金額は半箇年毎に事前許可の形式を以て定められ更に毎月の拂込限度も許可せられてゐる。銀行は勘定所有者の依頼により獨逸側の輸入者は爲替當局の許可無くして輸入代金を拂込み得るのであり勘定所を發給し右認可證により輸入者は爲替當局の許可無くして輸入代金を拂込み得るのである。但し清算協定締結國間に於ては右勘定の設定は關係双方の爲替當局の許可を必要とすることになつてゐる。此の制度は一種の個人清算制度に外ならず一般の物々交換制度に比し手續の簡便

なること、勘定額の範囲に於ては商品の選擇比較的自由なること及び右勘定は自由に賣買せられ得ること等であり主として獨逸對中南米諸國との取引に於て利用せられた。

「アスキ」麻克は外國に於て自由に取引せられ右取引は一國內の範囲を出でざる爲め其の相場は自然下落し其處に獨逸商品輸出促進の可能性も生ずる次第である。

而し乍ら本制度も之を亂用せしむるときは輸出商品の必要以上の下落と輸入品の騰貴を來す虞あり從つて獨逸當局は商品管理所をして「アスキ」を通じて行ふ輸入並に輸出商品の價格を嚴重に監視せしむると共に歐羅巴諸國其他獨逸側の出超となり居る諸國との取引に於ける之が利用並に世界市場に於て獨占的な地位にある獨逸商品の「アスキ」麻克に依る買付けを禁止し又は一定の條件(取引額の一部にのみ利用せしむる)を附して之を制限してゐた。

(10) 清算協定(Verrechnungsabkommen)及び支拂協定(Zahlungsabkommen)

周知の如く清算制度は其の本來の性質上片貿易を調整せしむる傾向を有する爲め獨逸としては獨逸側が出超となり居る歐洲諸國に對しては出來得る限り之を避けて從來の出超を維持し主として獨逸側の入超となり居る原料諸國との間に此の手段を利用して相手國側による獨逸品の輸入を刺

載すると共に金及爲替準備を有せざる爲め輸入品の代金支拂の困難なる原料諸國（南米諸國及東南歐洲諸國）よりの代金受取を確保せんとしたのである、然るに獨逸側の出超となり居る歐羅巴の取引相手國は主として獨逸に對する債權國であり獨逸側が資本債務の支拂を停止し爲替管理制度を強化するに及び獨逸側が出超なる事態を利用して獨逸の商品關係貸越を強制的に抑留して自國內債權者の要求を満すに至り此の事實が即ち獨逸をして已むを得ず此等諸國と清算協定を締結せしむるに至れる最大原因であつた。更に又清算協定以前に於ける獨逸側の嚴重なる爲替管理制度は輸入商品代金の支拂を著しく遅延せしめ爲替銀行には相手國側に對する商品代金の未拂額が著しく滯積し相手國が其の決済を要求するも獨逸側に爲替の餘裕なく從つて獨逸としては新に相手國への輸出を強化する等の方法により舊商品債務の漸進的解消を圖らざるを得なかつた等も其の一原因であつた。

獨逸が全面的に爲替清算制度を採用するに至れるは一九三四年後半期即ち例の貿易新計畫が實施せられたる頃であつたが夫以前にも東南歐の原料諸國及一部西北歐諸國とは清算協定を締結してゐた。

東南歐原料諸國と清算協定を締結せるは此等諸國が經濟的に著しく不況にあり金及爲替に缺乏

し獨逸側にとり之等諸國に對する輸出品の代金取立てが著しく困難なりしに起因するのであり此等諸國との清算協定の結果は獨逸と此等諸國との貿易が大體均衡状態に在つた爲め双方の商品取引を刺載して好結果を生じ主として獨逸側が入超となり居りし中南米諸國との清算協定も此等諸國に依る獨逸商品の輸入を刺載して比較的好成績を收めた。

之に反し北歐諸國並に西歐諸國等の如き工業國にして且つ獨逸側の出超となり居りし取引相手國との清算協定は種々の理由に依り幾度となく暗礁に乗り上げた。

此等工業諸國との清算取引が獨逸側にとり不利となれる要因は協定締結の當時通過貿易を除外せざりし爲め商品不足に悩む獨逸輸入者が第三國の商品をも清算協定相手國を通じて輸入し又必需品としての原料のみならず不急品をも輸入し從つて之等諸國に對する獨逸側の出超が急速に減退せるに在つた。更に又此等の諸國が從來爲替經濟的に甚だ裕福なる状態にあり貿易業者も自由取引に馴れ獨逸の如き完備せる統制體制を有せざりし點も此等諸國との清算取引を困難ならしめたる一原因であり又貿易附帶費用の處置に關しても當初は兎角不明瞭な點が多かつた。

然し乍ら獨逸としては國內の爲替管理、輸入管理に遺漏なきを期する爲にも將又輸入商品の支

拂輸出商品代金の取立を履行する爲にも自由取引への逆戻りは絶対に不可能であり益々清算制度を各國に擴張せしむるの必要に直面せる爲め一九三四年後半以後に至り從來の清算制度に改善を加ふる意味に於て各國との交渉の結果逐次既存協定の改正を行ふと同時に其他諸國とも急速に新清算協定又は支拂協定を締結して行つた。

清算制度は夫が取引國双方の貿易全體を包含する場合と個人間に於て行はれる場合とにより國家間清算又は個人清算の形式となるも後者の場合は一般の求償取引と一致する爲め、普通に清算制度と稱せられる方法は國家間又は清算事務を代行する代表銀行間の取極めに基くものを云ふのである。獨逸が諸外國と締結せる清算又は支拂協定は大部分國家間協定であり銀行間協定は之に附隨して支拂並に清算の技術的諸問題に限り取極められるを常としてゐた。

更に亦協定の締結に至れる動機、協定當事國間の經濟機構の差異、統制の強弱等を考慮して完全なる清算の方法を避け爲替支拂を許容せるまゝ單に相手國より取得する爲替の利用法及び貿易外支拂關係の調節を規定せる所謂の支拂協定(Nzahlungs-Abkommen)も獨逸の對外貿易に於ては甚だ重要な役割を演じてゐた。其の最も典型的なるは一九三四年十一月獨英間に締結せられたる

支拂協定及び獨逸加奈陀間、獨逸南阿聯邦間の支拂協定であつた。

今英獨協定の場合に就いて見るに資本債務の支拂問題は暫く置き商品代金の支拂に關する限り、獨逸の對英出超狀態が維持せられるものとの前提の下に單に獨逸側の對英輸出による爲替取得額を獨逸側が如何に利用すべきかが規定せられてゐるに過ぎない。即ち獨逸は毎月の對英輸出により取得する爲替額の五五%を必ず次月の英國商品輸入の爲め保留し又其の一〇%を以て凍結中の舊商品債務支拂に充つべき義務を有し其他にも若干の支拂義務を果したる後の殘額を中央銀行が自由に利用し得る仕組となつてゐるのである。事務の繁雜を防止し得ると同時に貿易當事者が相手國の取引者との接觸に於てより多くの融通性と創意とを發揮し得る點に於て本制度が純然たる清算制度に優るは云ふ迄も無き事乍ら右協定が斯る形式を執りたるは獨逸の對英出超維持を前提として初めて可能なりし事及び英國が獨逸の如く嚴格なる爲替管理制度を有せず且亦之を欲せざりし實情の考慮せられたる結果なることも見逃し得ないのである。

清算協定並支拂協定の獨逸對外貿易に及ぼせる影響に關しては觀察者の立脚點の相異により議論多かるべきも獨逸側の一般的見解は爲替管理制度の問題と同様に清算協定が危險なる入超への變化

による國際收支の破綻並に夫が國內經濟秩序に與ふべき惡影響を防止し得たるは其の利益にして貿易を全體的に釘附けして其の發展の餘地無からしめたるは其の損失なりとするに一致してゐる次第である。

尙「ライヒス、クレデット、ゲゼルシャフト」の年次報告に依れば一九三八年現在に於て獨逸貿易全額の約五〇%は清算協定を通じて取引せられ約一五%は支拂協定、約二〇%は「アスキ」麻克を以てする清算方法並に求償取引により處理せられ眞の自由爲替による取引は僅かに全貿易の約一五%に過ぎなかつたと云ふ。

今参考迄に一九三七年十二月末日現在に於ける獨逸對諸外國清算協定並に支拂協定を例記すれば左の通りである(外務省通商日報に依る)。

相手國	協定締結年月日	協定種類	協定當事者
亞爾然丁	一九三四年九、二八	清算協定	國家間協定並銀行間取極
普拉ジル	一九三五年一、二、一三 七、二七	交換公文により延長 支拂協定	國家間協定
	一九三六年一二、七	追加協定	
	一九三六年一二、二一	第二次追加協定	銀行間契納
ブルガリア	一九三二年八、二四	清算協定	國家間協定
智加奈陀	一九三四年一、一	追加取極	支拂協定
コロンビア	一九三六年一〇、二二	支拂協定	國家間協定
エストニア	一九三四年一二、二六	清算協定	國家間協定
芬蘭	一九三五年九、二五	追加協定	交換公文
丁抹	一九三五年一、二四	清算協定	國家間協定
西蘭	一九三七年一、七	清算協定	國家間協定
西蘭	一九三七年五、二一	清算協定	國家間協定
西蘭	一九三七年一、二四	清算協定	國家間協定
佛蘭	一九三七年一〇、二四	清算協定	國家間協定
希蘭	一九三七年一二、二二	清算協定	國家間協定
英蘭	一九三七年七、一〇	清算協定	國家間協定
新伊	一九三七年九、二四	支拂協定	國家間協定
	一九三四年一、一	支拂協定	國家間協定
	一九三五年一〇、三〇	清算協定	國家間協定
	一九三七年九、三〇	支拂協定	國家間協定

六八

國家間協定

清算協定	清算協定	清算協定	清算協定	清算協定
第一次追加取極	第二次追加取極	第三次追加取極	第四次追加取極	第五次追加取極
第六次追加取極	第七次追加取極	第八次追加取極	第九次追加取極	第十次追加取極
第十一次追加取極	第十二次追加取極	第十三次追加取極	第十四次追加取極	第十五次追加取極

一九三七年	二、二七	蘭威	尼牙蘭	西班牙	典西牙	利蘭	同	一九三六年	九、二四	一九三七年	一二、九	一九三四年	一二、二二	一九三七年	六、三〇	一九三四年	一二、二一	一九三六年	三、九	一九三五年	一、二八	一九三六年	一、二八	一九三四年	九、二六	一九三五年	一二、二〇	一九三六年	一二、一〇
一九三七年	二、二〇	羅諾	威蘭	萄牙	尼牙	蘭威	同	一九三五年	五、二四	一九三五年	四、一三	一九三五年	二、二〇	一九三七年	二、二七	一九三七年	一、二八	一九三六年	一、二八	一九三五年	一、二八	一九三六年	一、二八	一九三四年	九、二六	一九三五年	一二、二〇	一九三六年	一二、一〇
一九三七年	二、二七	波諾	威蘭	萄萄	馬	蘭威	同	一九三六年	九、二四	一九三七年	一二、九	一九三四年	一二、二二	一九三七年	六、三〇	一九三四年	一二、二一	一九三六年	三、九	一九三五年	一、二八	一九三六年	一、二八	一九三四年	九、二六	一九三五年	一二、二〇	一九三六年	一二、一〇
一九三七年	二、二〇	葡羅	威蘭	萄萄	馬	蘭威	同	一九三六年	九、二四	一九三七年	一二、九	一九三四年	一二、二二	一九三七年	六、三〇	一九三四年	一二、二一	一九三六年	三、九	一九三五年	一、二八	一九三六年	一、二八	一九三四年	九、二六	一九三五年	一二、二〇	一九三六年	一二、一〇
一九三七年	二、二七	諾威	威蘭	萄萄	馬	蘭威	同	一九三六年	九、二四	一九三七年	一二、九	一九三四年	一二、二二	一九三七年	六、三〇	一九三四年	一二、二一	一九三六年	三、九	一九三五年	一、二八	一九三六年	一、二八	一九三四年	九、二六	一九三五年	一二、二〇	一九三六年	一二、一〇

一九三七年 五、一四

ユーローステビア
一九三四年五
ラトビア
一九三七年一〇、三一
一九三六年八、五

滿洲國一九三六年四、三〇 同五、二〇

致須國一九三七年一一、一〇

南阿聯邦一九三七年九、一〇
一九三五年一一、六
ウルガイ

輸出信用保險(Exportkreditversicherung)

)

輸出信用保險(一)

kreditver-

銀行間取極國家間協定國家間協定國家間協定國家間協定國家間協定

追加協定

國家間協定
國家間協定
國家間協定
國家間協定
國家間協定
國家間協定
國家間協定
國家間協定

追加協定 清算協定 清算協定 清算協定 清算協定 清算協定
右延長 拂取極 銀行間契約 支拂取極改正協定 支拂協定 協定
清支清算協定 清支清算協定 清支清算協定 清支清算協定 清支清算協定 清支清算協定

行間取材

六九

獨逸には一九二六年以來輸出信用保険の制度あり柏林のヘルメス保険會社が政府側の援助を得て其の事業に當り居れる處ナチス時代となり同社の信用保険制度は更に改革擴充せられた。

本保険が今次の大戦となり如何なる役割を演じ居るやは事秘密事項に關する爲め之を詳にしえざるも本制度の機構其のものには差したる變化無きものと想像される。今今次大戦前に於ける本制度の概略を説明すれば左の如くである。

本保険事業に於ける保険は大體左の範圍に對して適用されてゐる。

- (イ) 經済的理由に依る損失の保険
破産、裁判による和議、又は夫以外の和議、支拂延期和議、清算和議、強制執行無效果等に依る損失並に夫以外の事情に於ても代金の全部又は一部回収不可能なること證明せられたる場合。
- (ロ) 政治的理由に依る損失の保険
外國政府による支拂禁止、取立禁止、並に通貨及び爲替關係に於ける外國政府側の管理措置に依る損失。

本保険の對象は一般にD／Aを以てする輸出にして更に又取引を各口別に對象とし外國側一定顧客への販賣全部、又は外國側多數取引商への販賣全部を對象とする等に従ひ類別せられ之等の場合を大別すれば左の如くである。

(イ) 取引各口別保険(Einzelfakturen-Versicherung)

此の場合は要するに輸出が各口別に保険せられるものにして實際上主としてD／Aの場合を對象とし、其の保障率は損失額の六六%保険料は支拂期限五箇月未満のものに對しては最高二%夫以上のものに對しては超過各月毎に二%を増すこととなつてゐる。

(ロ) 一定顧客に對する連續取引保険(Einzel-Revolvingskredit-Versicherung)

本保険は輸出者Aが外國側輸入者Bに對して行ふ連續取引を對象ととするものにして其の取引を一定期間に亘り一括保険する制度にして保険條件は(イ)の場合と大同小異である(イ)及(ロ)の場合に於ける保険の特徴は定められたる期間に於ける取引金額(ロ)の場合及び一口の取引金額(イ)の場合)が五千麻克以上に達する場合は輸出信用保険委員會の許可を得る必要ある點である。

輸出信用保険委員會はヘルメス社内に所在し經濟省、大藏省、外務省、獨逸國民間保險監督局、獨逸工業全國團、獨逸商業全國團、漢堡輸出業者組合、獨逸銀行全國團、ヘルメス社の代表者より成り一週乃至二週毎に會開して提出案件を處理することとなつてゐる。

(ハ) 多數顧客に對する連續取引保險(Ausfuhr-Mantelvertrag)

本保險は輸出者Aが外國に於ける多數輸入者に對し連續的に輸出する場合一定期間を定めて其の期間内に於ける各顧客別輸出を顧客別に定められたる一定額迄保障するのであり本保險に於ては輸出者は新なる顧客を獲得し之との取引が保險契約に於て定められたる最低取引額に達せる場合は必ず右顧客との取引を保險せしむる義務を負ふ様規定せられてゐる。

又本保險に於ける保險料は定額保險料(Limitprämie)と販賣額保險料と(Umsatzprämie)の二種に區別せられ定額保險料は各顧客毎に定められたる保險額に對し毎月千分比を以て徵收せられ販賣額保險料は各顧客別に定められたる期間に於ける實際販賣額を對象として徵收せられるのであり從つて其の率は各場合に従ひ著しく差異ある模様である。

(ニ) 輸出綜合保險(Ausfuhr-Pauschalversicherung)

本保險は一名盲目保險と稱され各種の條件の下に多數の外國側顧客に對して行はれる連續的取引を對象とし之等を一括して保險契約を締結する仕組にしてヘルメスは本保險に於ては相手の信用狀態を調査せずして契約を行ふ次第なるも若し右契約中にヘルメスの關知せざる取引相手が介在する限り斯る相手との取引に對するヘルメス側の保障額は最高二千麻克を出でざることを條件としてゐる。

右保險に於ては其の内容が種々雜多なる條件を有する小口物より成る爲め保險期間は少くとも二箇年以上に亘ることを必要とし、又損失が生じたる場合に對する保險金の支拂は右損失が輸出商の無責任に起因するに非ずして輸出商として當然留意すべき諸事項に注意せる上にて生ぜるものなることが證明せらるゝを以て條件としてゐる。

又本保險に於ては危險は被保險者側の自己負擔とヘルメス社側の負擔とに分け保險料は自己負擔の高低に從つて異なるのである。

(ホ) 輸出追加保險(Ausfuhr-Zusatzz-Vertrag)

本保險は主として國內販賣を業とする者が偶々輸出を行ふ場合に對して契約する保險にし

て其の條件等は大體^(イ)の場合と同様である。

以上の諸場合がD/Aを以てする取引を對象とすることは既述の通りなるところ^(イロハ)に關してはD/Pの場合と雖も保険せられることを得此の場合保険は貨物發送の日に始り輸入當事者がドキュメント又は貨物を受領せる日に終了するものにして其の期間貨物の所有權は輸出者側にあるにより實際問題としては貨物を別の方法に依り處理せる場合に生ずる危險に對する保障に外ならず從つて保険は送狀價格の三〇%に對してのみ契約せられるを常とし保険料も夫に相當して少額である。

更に又ヘルメス社は「投資輸出に於ける利益危險」(Rentabilitätsrisiko bei Investitionslieferung)に對しても保険契約を締結し居るも右保険には一定の規準無く全く各個別に其の件の性質に從つて適宜取極められるものゝ如く詳細は明かでない。

輸出者が代金取立權を銀行に譲渡す場合に於てはヘルメスは輸出者の要求に應じて當該商品の信用輸出が保険せられ居ること並に損失の場合は損失補填要求權が銀行に與へられることを確認する旨の證明書を發給することゝし銀行側は此の證明書を充分なる保障書類として認めてゐる状態である。

態である。

外國政府又は公共團體に對する輸出に關する限りヘルメス社は獨逸政府の代權者として別に定められたる規定に準據して信用貸與額の七〇%迄に達する「獨逸政府の輸出信用回収不能に對する保障」を與へ得ることになつてゐる。

ヘルメス社の輸出信用保険事業は要するに國家事業の代行に外ならざる爲め政府は同社との契約に於て凡そ本事業による缺損は夫が發生せる輸出關係損失と保險料收入との不均衡に原因せられたるものなる限り全部辨償することゝなり居り又政府はヘルメス社契約高の半分を再保險してゐる次第である。

(12) 獨逸政府の輸出信用回収不能に對する保障(Reichsausfallgarantie)

獨逸政府は既にナチス以前より諸外國の政府又は公法團體に對する機械類工場設備等の輸出を獎勵し保護すべく斯る場合の輸出信用にして回収不能なるものに對しては高率の政府保障を與へてゐた。本制度が始めて大規模に適用せられたのは對蘇聯輸出に對してであつたが右輸出は殆んど全部投資輸出にして其の信用貸與期間は永きものは五箇年に達せる爲め是非共斯る制度を必要

とした次第である。本制度が現状に於て何の程度に活用せられるや又其の内容詳細は不明である。

(13) 輸出加工業者への拂戻金制度(Austuhrrückvergütung fürverarbeitende Industrie)

本制度は一般に「アビ」制度(Avi-Verfahren)として知られ製鐵業者組合と鐵加工業組合との契約により加工業者が製品を輸出せる場合其の原材料として使用せる鐵及鋼に對して製鐵業者より割戻金を支拂はれる仕組に過ぎない。獨逸國內に於ける鋼鐵の市價は輸出價格に比し相當高値にある爲め其の點を考慮して鐵鋼加工業者をして輸出を容易ならしめんとするのが本制度のねらひどころにして從つて割戻率は國內市況輸出市況の變化に従つて隨次決定せられてゐる。比の制度は部分的には鐵以外の部門に於ても相當利用せられてゐる。

貿易に直接關係ある諸對策として特記すべきは大凡以上の如きものと思はれるが此れ以外にも臨時措置として政府並に民間により貿易振興を目的として實施せられる對策は少くない。例へば一定期間に限り一定商品の輸出を援助する爲め輸出額の一定率を企業の償却に加算せしめて税金を免除する方法、中央銀行による輸出手形の再割引制度等は其の重要なものである。

四、貿易官廳、團體並に間接的貿易振興策

以上大體説明せる如く直接貿易振興策としてナチス以前及ナチス政權下に於て採用せられたる措置は決して少くはない。然しナチス經濟指導部は貿易も結局は國家經濟の實力、延いては國家總力の餘力の溢出せるものに外ならず從つて應急的對策に萬全を期する一方其の國力並に國內經濟の特色に相應して貿易政策の運用の妙を發揮し得るが如き恒久的基礎工作の必要なることを力説してゐる。先に述べたる商品管理所の制度の如きは應急的必要により設置せられたものではあるが結果から見れば國內經濟と對外貿易との密接なる連繫と調和とを計る基礎工作として戰爭後に於ても尙相當期間に亘り存續せしめるべきものと見られてゐる。

斯る意味に於て獨逸對外貿易の根本的基礎を強化する施設には多々あり、併かも夫は國內にのみとゞまらず國外に於ても漸次組織化せられてゐる。殊に千萬を超ゆる在外獨逸人並に獨逸系外國人を組織統一して常に政府並に黨との密接なる關係を維持せしむべき在外獨逸人中央本部の近年に於ける活躍には頗る目覺しいものがある。全世界に散在し乍ら組織化せられた此等獨逸系人

民が戦時中に於て諜報戰宣傳戰等に驚くべき積極性を發揮してゐることは周知の通りであり戰後に於ける右組織の活躍舞臺が世界貿易戰にあることは容易に想像し得るところであるが右は今後の研究問題として残し茲には對外貿易と關係ある恒久諸施設中極めて卑近なる數例を擧げることとする。

(1) 獨逸對外貿易局 (Reichsstelle für Ausßenhandel) の役割

政府による對外貿易促進の機關として第一に舉ぐべきは對外貿易局の制度である。對外貿易局は外務省と經濟省との協力により成立せる外國貿易専門の別局なりしが一九三三年十月十八日附「對外貿易の促進に關する法律」に依り實業家並に外國貿易に關する經驗者、學者等より成る諮詢機關が之に配され更に其の地方支局として全國の商工會議所内に對外貿易局 (Ausßenhandelsstelle) を置き其の地方に於ける貿易關係業者に情報を提供し、之を指導し、又業者の意見を聽取することとなつた。又各地方の貿易局も中央部に做つて其の地方の業者等を以て諮詢機關を組織してゐる。

對外貿易局は機構的にも人事的にも經濟省の屬局なると同時に外務省の屬局なる爲め外國より

の情報は主として在外公館、商務官等より入手すると共に在外獨逸商業會議よりの報告も獨逸最高經濟會議所を通じて全部入手し得るの便宜を有し居り名實共に官廳側の貿易對策機關であると同時に民間に對する貿易の指導機關たるの役割をも果すことになつてゐる。同局は日刊の對外貿易情報を發行すると共に隨時調査及緊急問題に關する研究を單行本として發行し廣く業者の便宜を計り各地方の貿易局は定期的に貿易會議を開催して業者との聯絡を計り更に毎年一回漢堡又はブレーメン市に於ては對外貿易局指導の下に獨逸對外貿易會議を開催して重要諸問題を協議することになつてゐる。

(2) 見本市 (Messe) と對外貿易との關係

獨逸の對外輸出を促進せしむる上に獨逸國內の各所に開催せらるゝ見本市の意義は頗る重要な視せらるべきものである。獨逸は歐羅巴中央部に位し東西南北の貿易通路を扼し且つ以前は聯邦に分裂し居れる爲め各洲の王侯は其の地方の產業を發展せしむべく競つて見本市の發展を計つてゐた。見本市中最も著名なるは春秋二季に各一週間に亘つて開催せらるゝライプチッヒ市の見本市にして之に次ぐものとしてはケルンの見本市、ケーニッヒスベルグの見本市、ウイーンの見本市

等あるも最も盛大なるはライプチッヒの春季見本市にして同市には全國の重要生産業者は殆んど全部出品し出品者の數は年々六千乃至七千に達し外國より參加する出品者の數も五百乃至一千に達し商取引を目的として同市を訪問する外國人は年々二萬人を下らざる盛況である。之等の見本市は國內に於ける生産者と販賣業者消費者との定期的連絡行事として重要なと同時に外國商社にも寛大なる條件に於て之に出品せしめ全世界より多數の外人を招致して獨逸商品を年々一括的に紹介し商談の成立を刺戟する點に於て之が獨逸の對外貿易を促進せしむる意義は洵に重大なりと云ひ得る次第である。

ライプチッヒには常設の見本市事務局あり廣大なる機構と豫算を擁して常に雑誌其の他の刊行物に依り世界的に獨逸商品の宣傳に努めてゐる。見本市事務局は全世界の重要都市には漏れなく支部又は出張員を置いて本局との連絡の下に外來者の便宜を計ると同時に取引の斡旋に從事せしめてゐる。同見本市の濫觴は遠く十四世紀の商業中心主義時代にあり當時からサクソニア侯の補助金によつて行はれ居れるところ近代資本主義となりては主として獨逸中央政府の補助費により維持せられ更にサクソニア州政府並にライプチッヒ市の出費も引續き繼續されてゐる。ライプチッヒ春季見本市に於て直接契約の成立する輸出金額は差して大ならざるが如きも之が機縁となり

輸出される金額は見本市事務局の發表によれば一九三八年度には約六億乃至七億麻克に達せりと云はれてゐる。ナチスとなりて以來其の設備は更に擴充せられ殊に機械陳列館の如きは宛然獨逸技術博物館の如き偉觀を呈するに至つた。

ライプチッヒの見本市が主として全世界への輸出促進に重點を置いてゐるに對しケーニッヒスベルグの見本市が主として東歐北歐の顧客を目標に開催せられ、ウイーンの見本市がバルカン方面との貿易促進に主眼點を置き、ケルンの見本市が英、佛其の他西歐諸國との取引のねらふが如きも頗る興味を感じしめる點である。

(3) 獨逸技術者協會 (Verein Deutscher Ingenieure) の役割

獨逸の對外貿易は其製品の良質を以て價格に於ける不利をカバーすると共に常に他國に一步先んずる技術の發達により特殊商品によつて市場を獨占することを以て一つの建前として居り從つて對外貿易と技術の關係換言すれば技術者を如何にして對外貿易に利用するかの問題は頗る重要視せられてゐる。技術の高度の發達は輸出中機械類の占むる部分を大ならしめ獨逸の對外貿易に於て此の傾向が益々濃厚となりつゝあるは既に説明せる通りであるが技術の發達は更に各製造

業者をして各々自社に特徴ある機械を製造し輸出せしむる輸出分業を促進して外國市場に於ける自國商社間の軋轢の可能性を減退せしむるに役立つてゐる。故に獨逸の製造業者は機械類又は生産設備の輸出と共に之に技術者を伴はしめる方法を執つてゐる。獨逸の技術者は全部獨逸技術者協會の會員たることを強制せられ之に會費を納入すると共に就職斡旋の便宜をも與へられ又好んで外國へ出張して技術顧問を勤むると同時に獨逸機械の輸出に輕視すべからざる役割を演じてゐる。

獨逸の技術者にして外國に出張してゐる者の數は常に數千人に達し一九二七年二八年の對露貿易旺盛時代には蘇聯に出張せる技術者のみにても千五百名の多きに上つてゐた。技術顧問として外國に就職するの利益は單に關係外國業者が獨逸技師の助言により獨逸の機械を購入するのみならず又常に外國に於ける技術の進歩の程度を知り之を本國に通じて競争を容易ならしむるの利益を有してゐる。此の目的の爲めに獨逸技術者協會は殆んど全世界の各重要都市に居住する獨逸人技術者中の適當なる人物に出張員を依嘱して絶えず當該國の技術事狀に關し報告を求め之を國內の業者に供給して極めて有益なる貿易振興の側面工作を行つてゐる次第である。

(4) 對外貿易員養成の問題 (Ausbildung der Exportkaufleute)

既に述べたる如く獨逸の輸出は主として歐洲諸國を相手として行はれる關係上メーカーは直接多數の自社出張員を隣接國に派遣して註文を取らしむると共に更に多數の外部人員に註文獲得を依頼して之にコムミツシヨンを與へる方法を廣く用ひてゐる。又海外に派遣する支社の事務員並に責任者は我國の如く短期間に交代せしむることをせず出來得る限り任地に於て十年二十年の長期間に亘り任地との貿易に没頭せしむる方針を取り居る爲め在外貿易員の養成には極めて周到なる注意が拂はれてゐる。換言すれば對外貿易は單に物を賣るの問題に先立ち如何にして任地に於て全力を傾注して貿易に貢獻し得る人物を得るかの問題に依存するところ大なりとの見解が一般に普及し之が爲には貿易員をして單に通商事務を習得せしむるのみならず諸外國の言語、風習、地理、歴史、文化等に亘つて一般的知識を備へしむる必要を生じ獨逸各地に於て商工會議所、組合團體等により行はれる多數の貿易員養成講習會は等しく此の點に留意し居るもののが如くである。殊にナチス時代となり爲替管理の關係上一般人が自己の危險に於て海外に進出すること困難なるに至り政府は產業統制團體の卸賣並に貿易業經濟團をして各地に講習會を開催せしめて來るべき

對外進出の豫備員たる貿易員の養成に努めてゐる。更にそれ以外にも漢堡、ブレーメン等の貿易都市に於ては關係諸團體市當局等の後援により講習會を初め各種の養成設備が設けられてゐる。

(5) 卸賣並に貿易業經濟團 (Wirtschaftsgruppe Gross- u. Ausserhandel) の役割

獨逸の對外貿易は地理的の關係に恵まれ既に中世紀よりハンザ都市を中心として發展し來り對外貿易業者は概して永き傳統と強固なる地盤とを基礎とし居ると共にメークーの直接輸出も極めて盛んにして輸出業者間の商業道德は比較的健全なる發達を見たる爲め吾國に觀るが如き輸出組合統制の問題は無き狀態である。故にナチス政府による經濟新體制に於ても一應業者を系統的に組織する必要上輸出業者を強制的に統制團體に加入せしめては居るが夫は極めて一般的なる機構上の統制に過ぎず貿易業者をのみ別に組織するの方法を避けて彼等を卸賣業と共に「獨逸商業全國團」の「卸賣並に貿易業經濟團」に加入せしめてゐる。從つて貿易促進事業は依然既述の獨逸對外貿易局並に地方の商工會議所内に設けられたる地方貿易局の任務とし經濟團は主として業者の整理問題、企業合理化、貿易員の養成等専ら對內的工作を擔當する傍ら民間側として必要なる貢策をなすことにより下意上達を計つてゐる。

卸賣並に貿易業經濟團は本部に對外貿易部 (Abteilung Ausserhandel) を有し地方部にも貿易課を置いて官廳其他關係方面との連絡を司らしめてゐるが更に本部には左の如き國別並に商品別の委員會が設けられてゐる。(但し戰前の狀態)

國別委員會

スカンデナビア諸國	蘇聯邦	バルチツク沿岸諸國	波蘭及致須國
洪牙利	希臘	東南歐諸國	英國
墺太利	濠洲	西阿弗利加	南及西南阿弗利加
東阿弗利加	北米合衆國及加奈陀	中米及メキシコ	伯刺西爾
亞爾然丁	ウルガイ	バラグワイ	米西海岸
米北海岸	近東方面	英領印度及泰國	海峽植民地
蘭領印度	支那滿洲	日本	

商品別委員會

完製裝飾品

石灰製品及人造石

時計

類

鐵及金屬製品

小間物玩具類	皮	革	塗料及染料	鉛力及瀨戸鍍製品
羊	毛	木	綿	護
石	炭	煙	草	謨
金屬類		珊瑚	紙	化學品
コーケス		工業油脂	類	
粗	絹	乾燥果物及香料		
	紡織製品	茶	礦油	力、オ

結論

産業界の遊休設備を活用し更に生産設備を擴充し失業を克服して國內景氣を振興せしめ軍備を擴充して戰時態勢を急速に整備する爲めの資材需要の増大に對應する措置としてはナチス政府は國內資源利用の高度化と對外貿易振興による外國資材の導入の二途を選んだのであるが當初に於ける國家經濟最高指導部の企圖に依れば勞多くして比較的效少き國內資源の開發は寧ろ恒久的な政策とし時間的には先づ貿易振興による資材の輸入を囊に行はんと試みたるが如くである。然る

に右指導部の企圖は既に屢々述べたる如く世界市場の一般状勢並に外國側の政治的態度に妨害せられて意の如くならず結果に於ては國產の獎勵、國內に於ける資材配給の制限合理化等が第一條件となり貿易を此に追従せしめたるに過ぎざるが如き印象を否定することは出來ない。獨逸の如き高度に發達した工業國に於ては國內經濟を嚴重なる統制下に置きながら對外經濟のみを世界市場に於ける客觀狀勢の變化にのみ一任することは不可能であり國內の統制經濟をして成功せしめんとせば當然對外貿易にも必要な統制を加へざるを得なかつたのであるが唯其の統制の度合と貿易振興の實績にはナチス指導部にも相當の誤算ありたるやに觀察される。ナチス政權となりて以來全世界に於ける對獨感情が周知の如く悪化せず世界各國が獨逸商品の購入に豫想以上の難色を示さざりしものとせば獨逸にとりては専ら完製品の輸出促進による資材獲得が最も適切なる捷徑であつたに相違ないが斯く單的に解決すべく獨逸の場合は餘りにも複雜であつたのである。

獨逸が輸出を振興せんとせば之に對する諸外國の關稅並割當障壁は日々に高まり、對獨債權國は獨逸側の資金債務償還が濫滯するや輸入獨逸品の代金を抑留し、又獨逸國民の高度な生活標準は國內の生產費を高からしめ商品の國內價格と世界市價とのキヤツプを大ならしむる等大小各種

の惡條件を突破せんが爲には獨逸は著しき犠牲を拂はざるべからざる狀態に立至つたのであり其の現れが即ち貿易を各相手國別のキヤナルに分岐せしむる清算協定、さなきだに繁雜なる爲替管理、商品管理等の一層の強化であり其の結果對外貿易は其の融通性を失ひ輸出收入による輸入の可能性が著しく狹隘となつて行つたのである。「貿易新政策」と云ひ輸出助成資金と云ひ總て斯る行き詰り狀態に於ける對策であり獨逸人の大なる組織力、忍耐力、輸出工業の強靭性があつてこそ今次大戰に至る迄辛じて最小限度の貿易を維持するを得たのであるが其の蔭には洵に大なる國民の犠牲と當局者の努力が拂はれてゐることは見逃し得ないところである。

「賣る以上に買はず」とする原則並に清算協定が相手國に對する出超及び入超を緩和するの傾向を内在し其の結果從來の對歐出超が激減し對海外の入超も減退せるは既に述べたところであるが此の機構的變化が獨逸貿易の細部問題に與へた影響は甚大であつた。それは先づ從來の貿易取引に於ける商習慣を破壊すると共に從來の取引先關係を著しく變化せしめ北米合衆國、加奈陀、濠洲、ニュージーランド、印度の如き舊く且有望なる取引相手國の地位は低下し之に反し獨逸の永續的顧客として又永續的買付國としての價值は現在比較的薄くとも清算の可能性を持つ國の重要

性は急速に増大した。例へば銅の輸入は北米合衆國より白耳義領コンゴー、來領南阿、智利、瑞典、ユーヨースラビア等に轉換せられ、ニュージーランド、濠洲の羊毛は南阿、亞爾然丁、智利の羊毛に代へられ合衆國の棉は亞爾然丁、ブラジル、秘露、土耳其の棉に代へられ、合衆國の果物に代るに和蘭、佛蘭西、伊太利、西班牙の果物が輸入され印度よりの米は伊太利米に代へられ、亞米利加の石油は制限されて羅馬尼よりの石油の輸入が増加する外是に類似する例は枚舉に遑がなかつた。

斯る地域的變化は更に獨逸貿易の經濟性にも大なる變化を來し、例へば優質にして加工し易き北米の棉花に代るに惡質にして加工の困難なる他の棉花が輸入せられたる結果國內業者の蒙りたる不利は決して尠なくはなかつた。又歐洲市場への消費物資輸出の減退や海外への投資資材の輸出の増加も獨逸をして幾多の非經濟性を甘受するの已む無きに至らしめた。海外に於ける取引相手國は大部分資力貧弱なる債務國である爲め此等諸國は常に貿易に於ける入超を警戒せざるを得ない立場にあり從つて獨逸が此等諸國への輸出に如何に努力するも彼等市場の獨逸品消化力には自ら限度があつたのである。

輸出入の商品別地域別變化は又價格の點に於ても獨逸にとつて著しい不利を齎したがそれは要するに自由貿易に於ては常に價格的に最も有利なる方面より原料を購入し最も有利なる方面に完製品を輸出することが可能であるに對し近年の獨逸貿易は此の融通性を失ひ價格を超越して輸入し又輸出せざるを得ない立場に置かれたからである。即ち獨逸は清算協定又は物々交換協定によつて買ひ得る方面より買はざるを得ざるに至り例へば一九三五年に於て爲替により購入せる合衆國の棉花が百匁當り一一麻克の高價を支拂ひ、羊毛、鑛油、皮革、煙草等の例に見るも大同小異であつた之に反し輸出に於ては經濟力の脆弱なる原料諸國への輸出を促進せざるを得ざる關係上其の價格は國內の生産コストを全然無視して他の諸國の商品と競争し得る價格に於て満足せざるを得なかつたのである。

此の價格差の問題は今次大戰に至る迄終始獨逸貿易の大なる惱みであり大規模な輸出助成資金を利用するに至つた理由でもあつたのである。

斯く觀察する時は獨逸が既に述ぶるが如き貿易政策を執らざるを得なかつた事情は洵に複雑で

はあるが夫が爲めに獨逸國民並に國家經濟は大なる犠牲を負擔せしめられるのであり事實貿易に關する限りに於ては政府は國內生産者、貿易關係業者並に國民全般の大なる犠牲に於てのみ最小限度の對外貿易を維持し得たのであると云ひ得るのである。獨逸の對外貿易は以上の如く政策的にも實質的にもナチス時代となり著しく其の相貌を變じ又其の統制の基本形式は假令戰爭の終熄後と雖も歐洲新秩序圈内に於ける物資の調整、新秩序圈と外部との取引の準備工作等に過失無からしめんが爲めには常分持續せらるべきは當然なりと雖も此の事實に依つてのみナチス政府が歐洲廣域經濟圈内の自給自足に満足すべきものと解し又は對外貿易の國民經濟に於ける意義を輕視せらるが如く速斷することは許されないであらう。

獨逸が依然巨大なる加工業國であり獨逸國內は勿論歐洲大陸に於ても幾多の重要な物資を缺くの事實、ヒットラー總統の大理想が最高水準を有する國民生活を確保して理想國家を建設し、歐羅巴を更生せしむるにあること、シャハト始め獨逸の要人が常に「最大の貿易は國內經濟の最も發達充實せる國家間に於てのみ可能なり」と強調せること等を合せ考ふればナチス獨逸が其の國民生活に於ける貿易の意義は毫も之を輕視せざるのみならず寧ろ益々之を發展せしむるの機會をね

らひ居るは極めて明白にしてナチス政権獲得以來開戦に至る迄行はれたるが如き姑息なる貿易政策は全く已むを得ざる理由による一時的便法に過ぎず、事茲に至れる以上獨逸政府は此の禍を轉じて幸となす意味に於て来る可き貿易世界制覇の準備を着々進め居るものと考へられるのである。

『吾人最後の目標は強力なる國家に於ける最も自由なる經濟である。』

獨逸最高經濟會議所副總裁獨逸商業全國團團長 リューエル教授

調査彙報（既刊）

昭和十六年九月一日印刷

昭和十六年九月五日發行

【頒價 八拾錢】

東京市麹町區丸ノ内一ノ二
日本貿易振興協會

發行者 宇野弘藏

東京市京橋區京橋二ノ八

印刷所 若松印刷所

東京市京橋區丸ノ内一ノ八

印刷者 小紫興三郎

東京市麹町區丸ノ内一ノ二

發行所 財團法人 日本貿易振興協會

第一輯 昭和十四、五年度本邦貿易分析
第二輯 ナチス歐洲新秩序と國際貿易
關係
第三輯 佛領印度支那と貿易事情
頒價 一圓二十錢
第四輯 今次大戰迄の獨逸對外貿易と
ナチス政府の貿易政策
頒價 八十錢

ナチス
ヤホーネン
ヤホーネン
ナチス

らひ居るは極めて明白にしてナチス政権獲得以來開戦に至る迄行はれたるが如き姑息なる貿易政策は全く已むを得ざる理由による一時的便法に過ぎず、事茲に至れる以上獨逸政府は此の禍を轉じて幸となす意味に於て来る可き貿易世界制覇の準備を着々進め居るものと考へられるのである。

『吾人最後の目標は強力なる國家に於ける最も自由なる經濟である。』

獨逸最高經濟會議所副總裁獨逸商業全國團團長 リューエル教授

製本控			
年 1944 月 7 日 五	號 116	年 月 日	
財團法人日本貿易振興協会 監修報文庫 編 書			

印 刷 業

ナチス政府の貿易政策
発行所 財團法人 日本貿易振興協会

額價 八十 錢

914
116

914
116

終